

開 会 午前10時00分

○委員長（東梅康悦君） おはようございます。

ただいまの出席委員数は13人であります。定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより本日の決算特別委員会を開きます。

認定第1号平成25年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 認定第1号平成25年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成25年度大槌町歳入歳出決算書31ページ、32ページをお開きください。

最初に歳入について申し上げます。款、項、予算現額及び収入済額を読み上げ、対前年度比の伸び率及び増減要因等についてご説明申し上げます。

なお、款と項が同じ名称の場合には款の名称を省略いたします。

1 款町税 1 項町民税。2 億5,882万3,000円、3 億2,858万5,229円、23.6%の増。復興需要による就業者数の増加と雑損控除対象者の減少等により、課税対象者が増加したことによるものであります。

2 項固定資産税。2 億4,024万6,000円、2 億6,550万4,164円、18%の増。事業者の復興事業による償却資産の増加によるものであります。

3 項軽自動車税。2,019万9,000円、2,378万7,800円、3.1%の増。軽自動車の登録台数の微増によるものであります。

4 項町たばこ税。1 億5,433万6,000円、1 億5,615万7,459円、19.6%の増。小売販売業者の増加と平成25年4月のたばこ税の税率改正による増であります。

5 項鉱産税。7 万2,000円、19万3,400円、120.8%の増。復興需要による珪石の産出量の実績の増であります。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税。2,165万6,000円、1,996万3,000円、4.5%の減。交付実績による減であります。

2 項自動車重量譲与税。5,482万9,000円、4,526万2,000円、8.3%の減。交付実績の減であります。

3 款 1 項利子割交付金。246万円、147万8,000円、28.4%の減。交付実績の減でありま

す。

4款1項配当割交付金。93万9,000円、131万9,000円、59.7%の増。交付実績の増であります。

5款1項株式等譲渡所得割交付金。24万1,000円、184万9,000円、680.2%の増。交付実績の増であります。

6款1項地方消費税交付金。1億3,056万4,000円、1億2,401万7,000円、0.9%の減。交付実績の減であります。

7款1項自動車取得税交付金。1,097万8,000円、1,485万5,000円、0.1%の増。交付実績の増であります。

8款1項地方特例交付金。1,758万8,000円、127万4,000円、7.1%の減。交付実績の減であります。

9款1項地方交付税。113億4,083万5,000円、90億868万1,000円、30.2%の増。普通交付税は町税収入の減等により4.5%、1億2,698万5,000円の増となっており、また、震災復興特別交付税は、防災集団移転促進事業や災害公営住宅などの復興交付金事業の進捗により、約20億円の増となっております。

10款1項交通安全対策特別交付金。231万8,000円、79万2,000円、20.4%の減。交付実績の減であります。

11款分担金及び負担金1項分担金。2,000円、ゼロ円。整理科目であります。

2項負担金。1,956万3,000円、2,253万6,432円、12.8%の増。賦課世帯の増加による保育所運営費個人負担金の増であります。

12款使用料及び手数料1項使用料。5,617万円、5,241万6,544円、146.2%の増。平成25年度中に入居を開始した3カ所の災害公営住宅に伴う住宅使用料等の増であります。

33ページ、34ページをお開きください。

2項手数料。3,152万8,000円、4,046万2,640円、9.6%の減。廃棄物処理手数料の減によるものであります。

13款国庫支出金1項国庫負担金。5億2,261万5,000円、4億3,925万1,657円、46.9%の減。東日本大震災に係る公共土木施設災害復旧事業の終息に伴う減であります。

2項国庫補助金。151億6,683万1,000円、135億6,127万2,309円、79.6%の減。復興交付金事業に係る国庫補助金の減であります。

3項委託金。2,760万5,000円、2,538万1,466円、185.9%の増。国が整備する三陸沿岸

道路に係る用地取得業務委託金の増であります。

14款県支出金 1 項県負担金。4 億6,849万円、4 億4,582万8,012円、29.6%の減。東北地方太平洋沖地震災害弔慰金に伴う県負担金の減であります。

2 項県補助金。28億41万7,000円、23億7,291万1,817円、61.8%の減。東日本大震災津波復興基金市町村交付金の減であります。

3 項委託金。4,370万4,000円、4,118万4,845円、5.6%の増。学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業委託金の増であります。

15款財産収入 1 項財産運用収入。999万4,000円、3,120万367円、52.8%の増。ふるさとづくり基金等に係る預金利子の増であります。

2 項財産売払収入。394万4,000円、2,917万465円、136.2%の増。防災集団移転促進事業の土地売払収入等の増であります。

16款 1 項寄附金。2 億7,358万6,000円、2 億7,468万7,261円、6.5%の減。おおつち復興寄附金、災害の記憶を風化させない事業基金寄附金及び奨学資金貸付基金寄附金等であります。

17款繰入金 1 項特別会計繰入金。2 億6,817万4,000円、2 億1,468万3,357円、361.7%の増。一体的な面整備を行う復興CM事業の進捗による下水道事業特別会計及び漁業種落排水処理事業特別会計繰入金の増であります。

2 項基金繰入金。193億1,859万3,000円、137億1,682万9,719円、571.4%の増。復興交付金事業の進捗により東日本大震災復興交付金基金繰入金の増であります。

18款 1 項繰越金。34億1,124万円、34億1,123万8,766円、5.3%の減。主な内訳としましては、平成24年度に交付された震災復興特別交付税の現年分及び特別交付税の災害弔慰金相当分であります。

19款諸収入 1 項延滞金・加算金及び過料。10万2,000円、6,241円、98.3%の減。税延滞金の減であります。

2 項町預金利子。80万円、202万5,734円、22.3%の減。一般会計町預金利子であります。

3 項貸付金元利収入。8,551万7,000円、8,551万7,451円、4.5%の減。中小企業融資預託金回収金等であります。

4 項雑入。9 億7,316万8,000円、6 億8,668万7,527円、16.8%の増。災害公営住宅建設事業に伴う日本赤十字社東日本大震災復興支援事業補助金の増であります。

20款1項町債。4億7,448万9,000円、3億8,442万1,000円、15.4%の減。災害援護資金貸付金及び臨時財政対策債等であります。

予算額562億1,261万6,000円に対し、収入済額458億3,143万1,662円となります。対前年度比較では48.6%の減であります。大幅な減となった主な理由は、平成24年度において数年分の復興交付金事業の国庫補助金約570億円が一括で交付されたことによるものであります。平成25年度につきましては、復興交付金事業の本格化に伴い、東日本大震災復興交付金基金から約132億円を繰入金とする歳入となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

35ページ、36ページをお開きください。

款、項、予算現額、支出済額及び翌年度繰越額を読み上げ、対前年度比の伸び率及び増減の要因についてご説明申し上げます。

なお、款と項が同じ名称の場合には款の名称を省略いたします。

1款1項議会費。7,709万6,000円、7,601万3,293円、ゼロ円、3.2%の減。議員報酬の減額等によるものであります。

2款総務費1項総務管理費。41億7,996万6,000円、41億6,050万1,395円、ゼロ円、93.6%の減。東日本大震災復興交付金基金積立金の減によるものであります。

2項徴税費。6,996万6,000円、6,749万3,721円、ゼロ円、13.2%の減。人件費の減であります。

3項戸籍住民基本台帳費。2,632万5,000円、2,546万1,454円、ゼロ円、10.2%の増。人件費の増であります。

4項選挙費。1,373万3,000円、1,302万9,397円、ゼロ円、8.1%の減。参議院議員通常選挙費等であります。

5項統計調査費。594万1,000円、105万2,732円、ゼロ円、355.3%の増。統計調査員報酬等であります。

6項監査委員費。104万2,000円、87万7,721円、ゼロ円、0.6%の減。監査委員報酬等であります。

3款民生費1項社会福祉費。13億8,368万3,000円、13億3,729万2,218円、ゼロ円、8.1%の増。高齢者サポート拠点運営事業等の被災者生活支援業務委託料等であります。

2項児童福祉費。5億3,017万4,000円、4億8,500万9,978円、625万8,000円、4.2%の増。すこやか子育て医療給付費等の増であります。また、繰越明許費は子ども・子育て

支援法の施行に伴う地域子育て特別支援システム改修事業であります。

3 項災害救助費。4 億9,354万6,000円、3 億8,904万8,989円、ゼロ円、71.4%の減、災害弔慰金等の減、及び町独自の住宅再建支援事業等の復興費への予算組み替えによる減であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費。3 億1,142万4,000円、2 億7,048万4,488円、875万円、47.7%の増。土壤汚染対策工事負担金の増であります。また、繰越明許費は土壤汚染対策工事負担金であります。

2 項清掃費。133億990万6,000円、113億8,970万1,311円、9 億6,115万6,000円、22.3%の増。集積がれき中間処理及び最終処分業務委託料の増であります。また、繰越明許費は災害廃棄物処理事業であります。

5 款労働費 1 項労働諸費。3 億8,576万7,000円、3 億6,038万4,683円、ゼロ円、48.5%の減。震災等緊急雇用対策事業の減であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費。1 億2,930万7,000円、1 億1,618万1,761円、500万円、31.2%の増。大槌町畜産公社解散に伴い創設された畜産振興基金への積立金に伴う増であります。また、繰越明許費は安瀬の沢地区橋梁かけかえ工事であります。

2 項林業費。1 億1,008万6,000円、4,943万6,096円、3,896万7,000円、379.4%の増。原木しいたけ緊急支援対策事業委託料の増であります。また、繰越明許費は原木しいたけ緊急支援対策事業であります。

3 項水産業費。29億2,520万3,000円、27億8,343万2,397円、ゼロ円、132.8%の増。前年度からの繰越事業による水産業共同利用施設復興整備事業補助金の増であります。

7 款 1 項商工費。1 億4,659万3,000円、1 億3,588万5,754円、ゼロ円、51.8%の減。大槌町産業復興促進補助金等の復興費への予算組み替えに伴う減であります。

8 款土木費 1 項土木管理費。2 億2,989万1,000円、2 億1,742万6,153円、ゼロ円、179%の増。任期付職員の人件費等の予算組み替えに伴う増であります。

2 項道路橋梁費。5 億7,923万1,000円、3 億3,886万3,143円、2 億2,148万円、209.8%の増。前年度からの繰越事業に伴う町道路面補修工事等による増であります。また、事故繰越は、社会資本整備総合交付金事業であります。

3 項河川費。200万7,000円、199万6,472円、ゼロ円、76.9%の減。河川維持修繕業務委託料の減であります。

4 項都市計画費。24億6,640万円、10億8,817万2,021円、2,303万7,000円、48.3%の減。

前年度からの繰越事業である防災集団移転促進事業、土地再生区画整理事業に係る計画作成業務委託料及び用地買収費等であります。現年度分は復興費への組み替えに伴う減であります。また、繰越明許費は、都市計画マスタープラン作成業務委託料であります。

5項住宅費。24億1,825万2,000円、20億2,042万9,042円、ゼロ円、1,190.1%の増。前年度からの繰越事業である大ケロ・屋敷前災害公営住宅の建物購入費等であります。

37ページ、38ページをお開きください。

9款1項消防費。4億2,743万8,000円、3億7,467万4,313円、3,600万7,000円、35.2%の減。消防防災施設及び設備の災害復旧費の減によるものであります。また、繰越明許費は大槌消防庁舎用地造成事業であります。

10款教育費1項教育総務費。1億5,017万8,000円、1億4,370万3,012円、ゼロ円、13.2%の増。寄附金による奨学資金貸付基金への基金積立金による増であります。

2項小学校費。1億5,519万2,000円、1億4,578万1,419円、ゼロ円、36%の増。前年度から繰り越した吉里吉里小学校太陽光発電蓄電池設備設置工事による増であります。

3項中学校費。9,012万7,000円、8,282万1,312円、ゼロ円、28%の増。前年度から繰り越した吉里吉里中学校太陽光発電蓄電池設備設置工事による増であります。

4項社会教育費。1億2,440万5,000円、1億1,712万7,761円、ゼロ円、22%の増。イトヨ・湧水調査研究事業業務委託料等による増であります。

5項保健体育費。1億2,793万9,000円、1億2,629万356円、ゼロ円、14.9%の減。社会教育施設等災害復旧事業の減であります。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費。2,000円、ゼロ円、ゼロ円、整理科目であります。

2項土木施設災害復旧費。2億2,524万1,000円、8,247万6,643円、ゼロ円、84.4%の減。前年度から繰り越した事業も含め、町道、河川及び公園等の土木施設災害復旧費であります。

3項文教施設災害復旧費。9,694万9,000円、9,167万4,134円、ゼロ円、29.6%の減。仮設小中学校校舎及び空調設備の賃借料等であります。

12款1項公債費。6億9,876万1,000円、6億9,306万6,688円、ゼロ円、3.1%の増。学校給食センター建設事業債の元金償還の開始による増であります。

13款諸支出金1項普通財産取得費。2,000円、ゼロ円、ゼロ円。整理科目であります。

2項災害援護資金貸付金。5,000万円、4,635万円、ゼロ円、5.2%の減。震災による被

災者への災害援護資金貸付金であります。

14款1項予備費。165万3,000円、ゼロ円、ゼロ円。

15款復興費に関しましては、昨年9月定例会において新たに款と項を創設しましたので、対前年度比の伸び率については説明を省略させていただきます。

15款復興費1項復興総務費。30億4,429万5,000円、29億6,529万5,000円、7,900万円。東日本大震災復興交付金基金積立金等であります。また、繰越明許費は情報通信基盤災害復旧事業であります。

2項復興推進費。21億8,735万9,000円、17億3,804万2,124円、5,311万2,000円。町方地区及び町方地区以外の復興整備事業CM事業費等であります。また、繰越明許費は市街地復興事業ほか1件であります。

3項復興政策費。1億4,634万円、1億282万2,717円、3,392万8,000円。中心市街地再生コーディネート事業及びまちづくり戦略計画策定業務委託料等であります。また、繰越明許費は中心市街地再生コーディネート事業ほか1件であります。

4項復興農林水産業費。24億3,780万6,000円、4,631万3,038円、23億7,782万5,000円。水産業経営基盤復旧支援事業費補助金等であります。また、繰越明許費は水産業共同利用施設復興整備事業ほか3件であります。

5項復興商工費。1,050万円、1,037万3,465円、ゼロ円。鮭イベント企画運営業務委託料及び特産品出張PR事業業務委託料等であります。

6項復興土木費。3億6,979万9,000円、1億2,938万6,858円、8,439万円。町道幹線道路予備設計ほか調査業務委託料及びがけ地近接等危険住宅移転事業補助金等であります。また、繰越明許費は道路台帳等整備事業ほか2件であります。

7項復興都市計画費。9億5,334万9,000円、5億9,496万5,189円、2億2,439万9,000円。津波防災拠点整備事業、都市再生区画整理事業及び防災集団移転促進事業に係る調査設計委託料、移転先団地の整備に係る工事費、効果促進事業による新町の仮設小中学校グラウンド整備工事等であります。また、繰越明許費は防災集団移転促進事業に係る調査設計業務委託など4件であります。

8項復興用地建築費。129億5,943万5,000円、93億283万596円、25億1,141万1,000円。防災集団移転促進事業及び土地再生区画整理事業等に伴う用地買収費や移転補償金であります。また、災害公営住宅整備事業については、吉里吉里災害公営住宅建物購入費等であります。また、繰越明許費は、防災集団移転促進事業などの用地買収費及び移転補

償費及び災害公営住宅整備事業など5件であります。

9項復興防災費。2億8,365万円、4,339万8,904円、2億2,368万8,000円。地域防災計画作成及び津波シミュレーション業務委託、防災備蓄物資整備に伴う備品購入費等であります。また、繰越明許費は、安渡・赤浜地区公民館及び避難ホール等整備事業ほか1件であります。

10項復興教育費。4億1,492万7,000円、1億8,126万1,664円、2億2,508万9,000円。小中一貫教育校建設事業に伴う用地測量及び建築設計業務委託等であります。また、繰越明許費は、(仮称)おおつち学園小中一貫教育校整備事業ほか3件であります。事故繰越は仮設学校環境整備事業であります。

39ページ、40ページをお開きください。

11項復興社会教育費。1,268万円、313万4,697円、500万円。復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査費等であります。また、繰越明許費は、仮設安渡公民館賃借料であります。

12項復興支援費。14億4,905万円、12億1,259万2,158円、ゼロ円。派遣職員に係る派遣元自治体等への人件費負担金及び大槌町が独自に行う住宅再建事業補助金等であります。

予算額562億1,261万6,000円に対して支出済額は435億6,255万6,267円であり、対前年度比49.2%の減であります。

しかしながら、歳入の説明と同様に、復興交付金事業基金への積立金が大幅に減少したことに伴い対前年度と比較して決算額は減少いたしました。復興事業の本格化に伴い復興交付金事業の歳出額は対前年度比646%増の164億7,412万7,000円となり、災害公営住宅及び防災集団移転促進事業の移転先団地の完成など、復興事業の成果が目に見える形となっております。

今回の決算では55億円の不用額が生じておりますが、そのうち前年度からの繰り越しに係る不用額が29億円ほどとなっております。災害廃棄物処理事業及び防災集団移転促進事業や土地再生区画整理事業の進捗状況を考慮して、前年度において繰り越したことによるものであります。復興交付金事業等により予算規模が膨らみ、通常事業との執行管理を明確化するため平成25年度において新たに15款復興費を創設し、復興事業の執行と予算管理を持しております。また、復興事業以外の事業につきましても、経費節減等を図りながら適宜適切な予算措置と事業執行を図ってまいります。

以上をもちまして、平成25年度大槌町一般会計歳入歳出決算の概要の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（東梅康悦君） 質疑に入る前に各委員にお願いいたします。質疑に当たっては要点を捉えて質疑されるとともに、当局においてもこれを率直にわかりやすく答弁されるようお願いいたします。

なお、質問回数は1事項1人3回までとなっておりますのでご協力をお願いいたします。

歳入歳出の質疑は項で行いたいと思いますが、あわせてページを指定しますから、よろしくご協力をお願いします。

なお、限られた日程でありますので、スムーズに審査運営ができますよう、特に委員長よりお願い申し上げます。

平成25年度大槌町一般会計歳入歳出決算の質疑に入ります。

歳入歳出の質疑に入る前に、決算全般にわたる総括質疑を行います。阿部義正委員。

○13番（阿部義正君） 平成25年度歳入歳出決算審議の前に、決算全体について3点ほど総括質問させていただきます。

1点目は、平成25年度は復興計画実施計画第1期復旧期の最終年度であり、4つの基本施策、安全・安心の確保、暮らしの再建、地域経済の再興、教育環境の整備を実施してきましたが、その成果と課題についてお伺いします。

2点目といたしまして、平成26年度より始まっている復興計画実施計画第2期再生期において重点的に進めていく施策は何かをお伺いいたします。

特に人口減少問題、少子化問題にどのように対応していくかをお伺いします。

3点目といたしまして、使途不明金問題が発覚し、行政を預かるトップとして今後の管理体制をどのように考えているか、お伺いいたします。

以上の3点でございます。

○委員長（東梅康悦君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 阿部委員のほうから、平成25年度の歳入歳出決算に当たっての総括質問がありました。

1点目は、平成25年度の復興実施計画第1期が終了したということの、その成果と課題について。それから2点目といたしましては、26年度から始まりました復興実施計画の第2期の重点的な施策。特に人口減少、少子化問題にどのように対応していくのか。それから3点目といたしまして、使途不明金の問題等についての総括質問にお答えいたします。

まず、第1点目の第1期目の成果と課題についてでございますが、私が町長に就任し

たのは23年8月29日でございます、この8月に町長に就任してから丸3年が経過したところでありまして、この壊滅的なゼロからのまちづくりの中で、単にもとに戻すだけの復興ではなくて創造的な復興をまちづくりをする必要があるという思いで、情報の共有化が何より大事であろうということで地域復興協議会を立ち上げて、住民の皆さんにこのまちづくりについて考えていただいたところでありまして、23年12月26日に東日本大震災大槌町復興計画として議会の議決を経たところでもあります。

この計画を実行すべく予算化等について協議が必要なところもありまして、翌年の2月に復興庁が創設されて、その予算の獲得のための実施計画を3月から5月までの間行政としてまとめ、そして町内外においてこの実施計画を住民のほうに説明し、そして、いわゆる土地区画整理事業の都市計画決定、防災集団移転事業の大臣同意だとか、あるいは10月から11月、12月にかけて、町独自の自立再建に向けた独自支援策あるいは岩手県初となる災害公営住宅の建設などに取り組んできたところでもあります。

25年度はいわゆるその計画を実施すべく、この25年6月12日には町方地区一体的業務として発注し、その後、各集落においてこの事業を進めているところではありますが、26年度から始まります第2期の復興計画に向けてテーマ別分科会として地域の諸課題を、住民の皆さんと、土地利用、社会基盤分科会、あるいは福祉コミュニティ分科会、産業分科会、教育分科会、それから高校生との意見交換をしながら、そして福祉、障がい者健康プランなども策定を進めながらまいったところでもあります。

まず、そのご質問の4つの基本施策ごとということですが、まず、安全・安心の確保については、この3月に瓦れき処理が終了いたしました。それから、災害危険区域の指定、先ほど申しました防災集団移転事業の大臣同意、区画整理事業の都市計画決定、三枚堂・大ケ口間のトンネル化、源水大橋の取り組み、このことについては、議員の皆様方の応援、そして、大槌町を心配するいろんな方々のいわばご支援のおかげで決定したところでもあります。

2つ目の暮らしの再建につきましては、応急仮設住宅の環境整備、それから災害公営住宅の整備、取り組み、上下水道の復旧・整備、独自の住宅再建・生活再建支援、被災者支援のための生活支援員の配置あるいは高齢者に対応したサポート整備、バス整備による公共交通の確保。

あるいは3点目でございますが、地域経済の再興といたしましては、壊滅的なゼロからの水産業の復興について水産業アクションプランを策定し、漁師学校などを創設しな

がら、漁業協同組合と一体となった水産業の復旧に努めているところでございます。

それから、商工業のほうについては、グループ補助金の支援、仮設商店街の設置、ICTアプリケーションの開発、あるいは企業誘致についても5社決定し、今取り組んでいるところであります。

教育環境の整備につきましては、いわゆる小中一貫校、「ふるさと科」への取り組み。小中一貫校の今建築に取り組んでいるわけですが、それから図書館整備の取り組み、埋蔵文化財の調査、仮設グラウンドの設置。

そして、その他といたしましては、行政の立て直し、自治体クラウド事業、事務事業の継続性の観点からクラウドについても取り組んでおります。それから職員の確保に奔走したわけでございますが、あわせて県内外への大槌町の情報発信と国、県への各種要望に取り組んでまいりました。

その成果と課題でございますが、復旧期を終えた段階での成果といたしましては、住民主体のまちづくり条例のもと、町民の皆様には、地域復興協議会等を通じて真剣にまちづくりの議論に参加し議論を積み重ねていただいたところであります。これは、過去にこれほどまちづくりに参加したことはかつてなかったことであります。それぐらい町民の皆様の真剣な議論をいただきました。感謝しているところであります。町民の皆様のご意見のもと、復旧期といたしましては、瓦れきの処理も終了し、復興計画に基づいた土地区画整理事業、防災集団移転事業、災害公営住宅や基盤整備等が計画策定され、全て完全に発注しているところではありませんが地区計画が策定されており、おおむね発注しており、本格的につち音が響き始めているところであります。町民の皆様から見た復興度合いについては、まだまだ評価は得られないものと感じておりますが、誰も経験したことのない新しいまちづくりについて今後とも情報共有を町民の皆様と図りながら進めてまいります。

次に課題であります。大きく分けて現在挙げられる諸課題は次のとおりであるわけですが、まず、土地の確保。それから、やはり職員の確保、業者・資材の確保。それから制度の壁、許認可のいわゆる柔軟性について今後も取り組んでいかなければならない、そのように思っているところでありますが、これまで土地収用法の一部改正への発信、応急仮設住宅の目的外使用の件など改正をいただいたところであります。それから職員の質の向上ということで、不祥事前、コンプライアンスの研修等をしておりますが、いずれ課題では、今後の職員の質の向上にあるかなというふうに思っております。

諸課題を掲げましたが、千年に一度とも言われる大災害でゼロからのまちづくりを進める中、試行錯誤しながら早急に取りかからなければならない事務事業はまだ山積しております。そのほか、人口減少と少子高齢社会の対応など多くの課題がありますが、被災者の皆さんが今なお応急仮設住宅で不自由な生活を余儀なくされていることを思いますと、一日も早くという思いが強く、今後におきましても職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

それから、質問の2点目の第2期復興実施計画の重点的な施策、そして人口減少と少子化問題についての対応についてでございますが、まず初めに、第2期の復興実施計画の重点的な施策ということでございますが、この第2期復興計画は26、27、28年度でございます。特に第1期の復興計画、ハード中心から、次にはソフト的な住民の暮らしの再建に向けた内容で重点的に取り組んでいくこととしております。

まず1点目が、「魅力ある持続可能なまちづくり／地域資源としての風景の再生」といたしましては、中心市街地への取り組み、公共施設の整備、消防署、消防屯所、公民館、集会所、さまざまな公共施設、それから災害危険区域の再生・活用施策、景観形成のためのガイドライン、早期の災害公営住宅の整備、避難路の整備であります。

次に、高齢者や子育て家族、若者、子供、障がい者など、町民誰もが孤立せず、互いに支え合い、生きがいと希望を持って、生き生き暮らせる社会の実現、社会生活基盤につきましては、地域包括ケアの体制の整備、健康増進・介護予防への取り組み、保育・子育て環境整備と支援、コミュニティ再生・組織化、情報発信のあり方・共有化、高齢者の見守り体制の構築、医療の充実と健康づくり。

それから、「若者を惹きつけ地域資源を活かす産業の再生と創出」でございますが、この経済産業基盤といたしましては、6次化産業支援、起こすほうの起業の支援、新しい商品開発とブランド化対策、観光施設整備と情報発信、企業誘致、ふるさと納税と地域特産物の供給システム化。

それから、「未来の大槌人の育成／文化の再生と知の継承」についての教育文化基盤につきましては、図書館整備はもちろん、小中一貫校の早期完成、通学環境の整備、通学路の安全確保、地域コミュニティの再生、ふるさと科・防災教育、あるいは自然・文化・資源の再発見・再生と発信、文化スポーツ活動の活性化等について重点的に取り組んでまいります。

次に、特にこの人口減少と少子化問題の対応につきましては、国では、地方再生相を

設置するなど、総力を挙げて危機感を持って取り組んでおります。これは、地方にとってまたとない千載一遇のチャンスと捉え、町といたしましても、持続可能なまちづくりを目指して、単にもとの町に戻すことなく新しいまちづくりにチャレンジしていきます。

具体的には、先ほど申しました第2期の復興実施計画に掲げております社会生活基盤、経済産業基盤、教育基盤等を総合的に官民挙げて取り組んでいくことが必要であります。このことについては、既に町としても、この5月に人口問題対策本部を立ち上げて内部で検討を進めているところであります。特に、町内に出会いの場、機会が少なく、出会いのイベントの創出は必要な不可欠なことでありますので、行政といたしましても積極的にこれに関与して出会いのチャンスを提供してまいりたいと考えております。

また、定住人口以外にも交流人口の拡大も重要な施策であるとして復興計画にも盛り込んでいくところでありますが、今、大槌町には、東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターに年間延べ4,000人が訪れていると、関係者から伺っているところであります。今回、海洋調査研究船では、世界最新鋭の「新青丸」の母港が大槌港となったことで、さらに世界から注目される海洋調査の拠点としての海のいわばシリコンバレーになりつつあることを実感しております。7月にも衆議院会館において5省庁のキャリア官僚の皆さんに集まってもらい、「ひょっこりひょうたん島ミニシリコンバレー」のお話をする機会がありましたが、若者が田舎の魅力を感じる交流人口そして定住人口の拡大について、各大学やNPO等と連携しながら地域の活性化を図りながら、こだわりのある美しいまちづくりを進めてまいります。

少子化対策につきましては、一部保育所の無料化や児童生徒の医療費無料化を実施しておりますが、放課後学童クラブ、保育環境の老朽化等の整備について、若い方々、関係機関からご意見をいただきながら少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

質問第3点目の使途不明金について今後の管理体制をどのように考えているかについてでございますが、まず、このたびの不明金の不祥事につきましては、私としても、大槌町民の皆様、そして、これまで多くの支援をいただいた関係者の皆様方に深く申しわけなく思っております。まことに遺憾であり、本当にごんきにたえないところであります。改めておわびを申し上げる次第でございます。

それから、第三者調査委員会で今回の不祥事の背景、原因について今後報告されるところでありますが、指摘事項をしっかりと確認して対応してまいりたいと考えております。

基本的には、公金の授受については、やはり公金収納システムを早急に確立するとともに、現金を扱う職員は限定し、そして銀行振り込みを基本に対応してまいりたいと考えております。

職員指導につきましては、公金管理とあわせて、不祥事前にも実施しておりましたがコンプライアンス、法令遵守研修等を実施しておりますが、さらに今後においても積極的にこの研修をしてまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても管理不行き届きの点が多々ありますので、職員のそれぞれの職責、重さというものを考えながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（東梅康悦君） 阿部義正委員。

○13番（阿部義正君） 復旧期において、大きな課題を抱えながらも復興全般にわたって大きく一歩前進しているのではないかと、そのように評価しております。

町長から全般にわたって大変懇切丁寧に説明をしていただき、ありがとうございます。

しかしながら、被災した町民の皆様は、復興が目に見える形であらわれないことから、復興がなかなか進まないと感じております。本年6月定例会で平成25年度一般会計繰越金71億円の報告を受けました。この額が少なければ少ないほど成果も違ってくる形になると思われませんが、現在の職員体制及び社会状況では、ただいま説明あった支出済額435億円がマックスだったのかどうか、お伺いします。

また、以前、町長は職員の管理に対して、万里の長城、ピラミッドは組織によって完成した。組織は限られた人員で最大の効率化を図らなければならない。このようにおっしゃっておりますが、この決算に当たってこの辺はどのように評価しているかもお伺いします。

また、第2次安倍改造内閣で新しい復興大臣が誕生しました。国は、集中復興期間後の2016年度以降の復興財源の予算規模を示しておりません。新大臣は、「集中期間と名前がついているが、それを過ぎても復興期間には変わりはない」、このように指摘しておりますが、新しい大臣に復興推進のため制度改正なども含めて望むことは何か、お伺いいたします。

○委員長（東梅康悦君） 町長。

○町長（碓川 豊君） まず、今回の決算額に対応した職員体制はこれで大丈夫か、マックスかというようなご質問でございますが、今、8月1日現在で正規職員が128名、その他応援職員が157名で、計285名で対応しております。この充足しているかでございます

が、まだまだ足りない状況だというふうに認識しております。それは、平時の業務的なところでも、この大災害に対応した業務が重なっているという状況でございます。例えば財政的なところ、総務的なところ、あるいは税務的なところでも、職員あるいは住民等の異動等でも、かなり山積している課題に対しての職員を必要としているところがあるという状況にあります。

それから、新しい大臣に望むことでございますが、やはり東京直下が起きた場合の考え方として、今平時のメニューでこの大災害、千年に一度とも言われるこの事業に取り組む中で、果たして東京直下等が起きた場合対応できるかと言ったらば、難しいのではないかと思います。ついては、やはり災害のメニュー等については、いわゆる為政者に住民が認め行政がしっかりパブリックコメントをして議会が認めるものであるならば、ある程度一括して任せるといったようなことが必要ではないかということもお話ししながら、現時点でのこの壊滅的なゼロからのまちづくりについて進んでいないところについて、しっかり確認をしていただきたいと思っております。

それから、繰越金の評価でございますが、多いがという中で、少なければ進むのかということでございますが、これは、予算化したものがその年度内に処理を終わることが基本であるわけですが、業者、資材の確保、さまざまなこの土地の確保等で諸課題があって進まない状況があって、繰越明許だとか事故繰越等を行っております。その中で繰越金が生じているということでは、これは本来からいいますと、議会の皆さん方にこの年度内で事業を執行するとしての予算をいただいた中で繰り越すということは、決して好ましい状況ではないわけで。ただ、今の状況を見ますと、繰越金が生じているということは、さまざまな諸課題の中では、いわゆる職員一丸となって取り組んではおりますが、マンパワー不足あるいは業者、資材の確保等々で、私から言うのは大変おこがましいのですが、いわば繰越金の発生もやむを得ないのではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（東梅康悦君） 阿部義正委員。

○13番（阿部義正君） ありがとうございます。

私は、復興イコール定住化対策だと考えております。最初の答弁でも町長がお話しましたが、大槌町では、全国的に深刻に進む人口減少に対し雇用創出や子育て環境の改善などの対策を全庁的に検討するため、6月9日、人口問題対策本部を立ち上げました。

日本創成会議の推計を受けて設置し、町長は持続可能なまちづくりを実現する施策を検

討していくと述べています。

このような中で、政府は、人口減少対策や地域再生の司令塔となる「まち・ひと・しごと創生本部」の初会合を先日開きました。安倍政権が最重要課題に掲げる地方再生に向けた基本方針を決めました。若い世代の就労・結婚・子育て希望の実現、東京一極集中の歯どめ、地域の特性に即した地域課題の解決などを掲げました。地方再生に向けた大きな論点になりそうですが、この創生本部の会議に対してどのようなことを期待しているかお伺いします。

また、3回目ですので、3点目の使途不明金に関して、震災前の予算規模に比べて25年度決算で10倍近い予算額になっておるわけでございまして、私は、管理体制の強化という点では監査室の機能をもっともっと強化してもいいんじゃないかな、そのように考えており、その中で常勤監査体制も設置したらどうか、そのように考えたりもしておりますが、その点についてはいかがお考えか、お伺いします。

○委員長（東梅康悦君） 町長。

○町長（碓川 豊君） まず、今回のこの国の少子化あるいは人口減少の対応について期待するところということでございますが、先ほど申しましたとおり、地方再生の千載一遇のチャンスと捉えております。地方分権もしっかり進めながら地域の諸課題をしっかり捉えていただいて対応していただきたいというふうに思っております。

私どものほうでも、単なるもとの町に戻すだけではなくて創造的な復興を期待するところでありまして、国のほうに対しても、町としてもこのチャンスと捉えてさまざまな提案を試みていきたいと、そのように考えております。

それから、不明金が多い中でのということの監査機能の充実というお話でございます。私も、55億から60億円程度の一般会計の予算額が、この震災によって25年度の決算額が800億円を超えて、そして繰越明許も加えると相当な巨額な予算の執行になっているということを鑑みますと、やはり監査の質の充実ということで、監査室のほうからもそのことについては提言されておりますので、今後におきましては、監査室の充実を図りながら、そして外部監査が適切かどうかということについても、皆さんと協議を進めながら対応してまいりたいと考えております。

○委員長（東梅康悦君） 総括質疑、あとございませんか。（「なし」の声あり）ないので、総括質疑を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前 1 1 時 0 5 分

○

再 開

午前 1 1 時 1 5 分

○委員長（東梅康悦君） 再開いたします。

それでは、歳入の質疑を行います。

69ページをお開きください。

1 款町税 1 項町民税より質疑に入ります。69ページ上段。阿部義正委員。

○13番（阿部義正君） 町税の収入未済額一億一千幾ら、あと不納欠損1,100万円とありますが、震災前だったらこういう町税とかをきちんと支払っていた方が、震災の影響で事業ができなかったりそういった影響を受けて払えなくなった人はどのくらいいるのか、その辺をお伺いします。

○委員長（東梅康悦君） 税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） 法人町民税の部分ですが、法人の25年度末の滞納分の法人数は6社という部分は押さえておりますが、それが以前からの部分か、新しく震災後に要は納めることができなくなったという部分かは、ちょっとこちらで今手元に資料がございませんので、後ほどお答えはしたいと思います。

○委員長（東梅康悦君） 阿部義正委員。

○13番（阿部義正君） 詳しくはわからないということですが、現在復興を優先している関係上、この収入未済額の回収とかそういった面に対して余力が回ってはいないんじゃないかとそのように考えておりますが、今後町税の確保という観点からどのような対策をとっていくか、お伺いします。

○委員長（東梅康悦君） 税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） 今現在、税務会計課収納班の部分で、人員体制は、班長1名、班員が3名、計4名、それに私課長を含めの人員体制で対応してございます。そのうちお2人が派遣で今年度から応援をいただいているという状況でございます。

それで、今年度につきましては震災から3年経過したということもございますので、町税の確保というのは、それは喫緊の課題、今後その部分を当然やっていかなければならないということで、今年度につきましては、震災後なかなか手がつけられなかった例えば調査関係、生命保険関係の預金調査等々の調査を行っているというところでございます。また、震災以前からもやっておったのですが、債権の差し押さえを現在行ってい

るところでございます。具体的には預金、所得税還付、給与差し押さえ等々を行ってお
りまして、9月8日時点におきまして、それらの差し押さえの部分で大体700万円強押さ
えているという状況でございます。

また、あわせて県税室、県のほうとの連携を図りまして約250人を対象者といたしまし
て、9月から訪問催告という形で実際行ってございます。また、あわせて執行停止の見
直しということで、震災後に一律に震災が原因でということで執行停止をかけたわけ
でございますが、やはり現状に合わせて執行停止は行うのが当然でありますので、その一
律でかけた部分を一度解除いたしまして、再度調査。先ほど言いました県税室の訪問と
いう部分は、そういった執行停止をかける上でも調査しなければ当然かけるわけにい
きませんので、そういった部分も含めまして執行停止を適正に行っていくということで今
後も進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（東梅康悦君） よろしいですか。東梅 守委員。

○3番（東梅 守君） では、不納欠損のところの中身についてですけれども、例えば具
体的な納めていない人の理由とかというのはあるんでしょうか。把握していますでしょ
うか。

○委員長（東梅康悦君） 税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） 執行停止をかける要件は地方税法に規定がござい
ます。滞納処分することができる財産がないとき、また、滞納処分することによって生活を著
しく窮迫させるおそれがあるとき、また、最後になりますが、その所在及び滞納処分す
ることができる財産がともに不明という部分に該当する場合、執行停止を当然かけてご
ざいます。

うちのほうで執行停止をかけたこの3要件に該当するというものをもって執行停止を
かけているという状況でございます。

○委員長（東梅康悦君） よろしいですか。では、進行します。

2項固定資産税。進行します。

3項軽自動車税。進行します。

4項町たばこ税。進行します。

5項鉱産税。進行します。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税。進行します。

71ページをお願いいたします。

2 項自動車重量譲与税。進行します。

3 款利子割交付金 1 項利子割交付金。「進行」の声あり 進行します。

4 款配当割交付金 1 項配当割交付金。「進行」の声あり 進行します。

5 款株式等譲渡所得割交付金 1 項株式等譲渡所得割交付金。進行します。

6 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金。東梅 守委員。

○3 番（東梅 守君） この地方消費税のところでちょっと質問させていただきます。

今現在消費税は8%、この後10%になるのではないかというふうに心配されるところであります。

そこで、一番被災された人たちがこの部分を心配しているんです。例えば住宅再建、または災害公営住宅に入ったときに家財を買うときに、消費税が上がることによって、今まで例えば5万円で買っていたものが5万5,000円になるというね、その部分が大変被災された方たちには重くのしかかってくるという部分があります。この辺で、例えば最低限度の家財を被災者の方が購入するときに何らかの措置がとれないものか、その辺考えがないか、お聞きします。

○委員長（東梅康悦君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） 今、東梅委員さんのほうからご質問があった部分につきまして、地方消費税の増額分ということでの当初5%から3%、現在8%という形になってございます。まず、被災者支援室のほうといたしましては、まず住宅再建の部分につきましては、今回防災集団移転事業の分と、あと環境整備課のほうで行われている掛金の利子補給の分につきましては、その3%増額による増額分の一応補助金の分の増額ということで要綱改正のほうを実施しているという状況になってございます。

また、国のほうにおきましては、復興庁のほうの事業になりますけれども、やはりその消費税3%の増額によります復興住まいの給付金という形で、面積要件等に係る単価で掛けまして、175平米を上限といたしまして大体90万円ぐらいの、消費税相当額ではないんですけれども、そういった形で補助金のほうをまず補填しているという状況になってございます。

あと、町のほうといたしましても、まず今回はまた国、県のほうに要望するんですけれども、その中で、やはり住宅の再建等々が今後も見込まれるということもございまして、これにつきましても加算支援金の増額及び期間の延長等についても今回要望する予定という形になってございます。

ただ、現在その家財道具等につきましては、支援室のほうとしましてもまだちょっと検討はしていないという状況になってございます。

○委員長（東梅康悦君） 東梅 守委員。

○3番（東梅 守君） その建物については手厚いかどうかは個人差があると思うんですけども、そういう利子補給がされているということで大変ありがたいことだと思うのですが、そのやっぱりそれぞれ住宅に入ると必要なものが出てくるという部分で、最低限生活に必要なものと考えた項目を幾つか挙げて、その消費税が上がった分相当額を補助できればいいのではないかなというふうに考えるわけです。

今のところ仮設の中において手狭なので、本当は欲しいんだけど買わないでいるものって相当数あると思うんです。例えばたんすであるとかテーブルであるとか、そういうものを買わないでいる人たちがいると思うんですけれども、ぜひその辺の部分も最低限度のところまで考えていただければ大変助かるのではないかなと。何も全額と言っているわけではなくて、その消費税相当分ということでぜひお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（東梅康悦君） 要望ですね。（「要望です」の声あり）わかりました。あとございませぬか。それでは、進行いたします。

7款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金。71ページ下段です。進行します。

73ページをお開きください。

8款地方特例交付金1項地方特例交付金。進行します。

9款地方交付税1項地方交付税。（「進行」の声あり）進行します。

10款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金。進行します。

11款分担金及び負担金1項分担金。進行します。

2項負担金。75ページの上段までです。進行します。

12款使用料及び手数料1項使用料。75ページ全体です。後藤高明委員。

○10番（後藤高明君） 定住促進住宅の使用料の現年度分1,700万円ですね。この数字はど
うなのかなと思って何遍も見ているんですがね。それで、これまでも東梅康悦氏の一般
質問だとか、あと東梅 守氏の質問。総務部長からは、その不適切な事務処理の結果こ
ういう事故が発生したという答弁をいただいたわけですがけれども、一体この真実はどう
なのかなと。この2カ年にわたっての事故なわけだから。雇用促進住宅いろいろ調べま
したらば、入所している世帯数だとかの1カ月の使用料かな、そういうものを見ていく

と、この1,700万円というのはどういう数字なのかなということを感じておりますけれどもね。

それで、私は全員協議会で町長、副町長に質問しましたよね。そうしたら、1,350万円の不明金が出て困っていると、そして当事者である事務職員は一切知らない、という答弁だったわけですが、その後何か新聞だかなんかで、親が1,250万円とか机の中に入っていて云々というのですね。何か子供だましみたいなそんな話というのは、一般社会で通用しないんですよ。一方で、今度は町側は第三者委員会を立ち上げて云々と。だから、頼まれた弁護士さんなんかも困っていると思うんだけどね。だから、町民が知りたいのは、こういう時期に、しかも応援職員が何千万円もの金にね、その辺みんな町民はあきれていますけれどもね。

それで、あとは何だかんだいって単純な仕事だと思うんです。定住促進の管理人が袋に入れて持ってきた金を受け取って、普通だったら、その日のうちに金庫に入るとか出納にやるとか、その彼のすぐの上司もいるでしょう。ましてや公務員やなんかってのは縦社会なわけだから、こうやれよと、やったかとか、本当に単純なことだと思うんです、これ。だから、それが守られないでこういう多額の不明金を出したということになれば、やっぱり町全体の組織がどうなっているんだべなというように言われたり見られるわけですが、けれどもね。

それで、あちこち行って申しわけないですが、まずこの1,792万5,000円、監査ですから、この根拠をちょっと説明してください、1,792万5,000円の。よろしく。

○委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この1,792万5,000円は、5月31日の出納閉鎖時点で公会計のほうに収入済額として入った額でございます。定住促進住宅としての収入済みが1,792万5,000円ということになります。

○委員長（東梅康悦君） 後藤高明委員。

○10番（後藤高明君） 今大体私は計算したんですけれども、何か全部で78とか79世帯あるみたいなんですけれども。1カ月の家賃が2万5,000円、掛けてみると何か2,300万円ぐらいになりますよね。そうすると差額は何ぼだ、約600万円ぐらいかな。すると、どうなるの。25年度でも五、六百万円に手をつけたという解釈でいいですか。

○委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 事務の流れについてその部分はちょっと説明していきます

けれども、まず当初予算という中では、来年度、79戸使用できるわけですが、2万5,000円の分です。まず予算措置というのをさせていただいて、当初予算の部分では議会の議決を経ていただいております。その次に、その予算に基づきまして、実際その部屋がずっと満室ということもないので、あいてたり出たりするので、一番最初には普通は年度初めに、ことしの取れる分の大体予測される額を、この中でいう調定額というところなんです。調定額というのを出します。それに基づいて4月1日時点での相手の入居者に対しての金額というのを請求していくわけですが、それに基づいて入ってきたのがこの1,792万5,000円であると。要するにその調定額、調定は最終で合わせるわけですが、この差額がいわゆる未納額ということになります。

それで、5月31日時点では1,792万5,000円だということ。だから、その部分の差額分、600万円まではいかないんですけど、あのときちょっと説明したのは350万円ほどという話でしたけれども、その部分がこの時点では歳入として入っていないと、未納額になっているということになります。

○委員長（東梅康悦君） 後藤高明委員。

○10番（後藤高明君） 最後。いろいろこの問題は尾を引くと思うんだけど、親が何、千二百何十万円だっけかな机に入っていたとかなんとかってね。大槌の言葉で言えば、わらしましみたいなのを言ったって、まともな大人は信用しないと思うんです。この間までは、全然もう1,350万円見えなくなって困った困ったと、町長も副町長もそうおっしゃっていましたよね。そして、その後大分時間がたって、親が何か袋に入っていた、机の中に入っていてどうのこうの、千二百何ぼだと。そんな大金を子供だましと言えば変だけれども。そういう形で処理しようと思っても、やればやるほど、絶対こういう問題というのは後を絶たないと思うんです。簡単に考えたってもう刑事事件なわけだから、どこの角度から考えていっても。そのうちそういう捜査の手が入ったり。刑事事件なわけですよ、法治国家だから。だから、やらないと思うんだけど、余計にかばうとかそういうことをやったって解決するものでもないし。まず、いずれこの問題もいろいろとこれからも尾を引くと思いますので、ちょっと静観したいなと思います。以上です。

○委員長（東梅康悦君） 金崎悟朗委員。

○9番（金崎悟朗君） 今、定住促進住宅の家賃の使途不明金について、私は時間がたつに連れて、第三者委員会なりそういう人たちが追及して解明されると思います。

しかしながら、今回の件については、私は根深いものがあると思います。今までの大槌町の行政のやってきたことね、いろんな事件がありました。そういうものが根底にある限りは、私は変わらないと思います。これは派遣職員がやったことだと、そうではなく、地元の人間のやってきたことがいろいろ取り沙汰されて、それがあくまでも中でくすぶった状態でやってきたと。それが今回表沙汰になって出てきたんじゃないかと私は考えています。

甘輝舎の管理人さんから、岩手銀行も立ち上がったから、この定住促進住宅の家賃、これを何とか振り込みにしてくれませんかということを私は依頼を受けまして、役所に来てお願いしました。しかしながら、マンパワー不足だと言われればそれまでですけども、それを怠ってきたと。実際何かが起きますよと、甘輝舎の管理人の人たちだって、10人分集めれば25万円だと、とてもこの大変なお金を持って歩くのも大変だと、事件が発生しても大変だということでお願いされました。それを、私は役所に来て言いました。でも、それはそのまま来た。そういう私は地方公務員としての自覚が足りないと思います。職員が全員そうだと思います。今回はこの住宅のことで取り沙汰されていますけれども、私はそこが自覚が足りないんじゃないかと。

そこで、総務部長から聞きたいんですけども、私たちが一般企業に勤めているときは、職場の人事がえとかあるんですけども、そのときは、この人間は、生年月日から体重、身長から全て書かれた文書が回ってくるんです。この人間は右側だか左側とか、全てそういうことも入ってきます。ふだんの生活態度まで入ってきます。そういう文書が例えば派遣元から役所に来るんですか。

○委員長（東梅康悦君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） お答えします。

派遣につきましては、これまでの経歴なんかが出てきます。もちろん年齢とか職歴とかという部分だけですので、その部分で派遣元と、今のやっている仕事、派遣をしてその配属される部分の仕事のマッチングをさせるということになりますので、人物評価というよりは、相手方の派遣元の資料に基づいて、また今配属するところの仕事のマッチングということで配属をしております。

○委員長（東梅康悦君） 金崎悟朗委員。

○9番（金崎悟朗君） いずれにしても、今後は大槌町の役所内で例えば職場が変わるとかそういうときは、きちっとそういう内容まである程度人物なりを評価して、やっぱり

人事異動するときはその各課のトップに回してやるとか、そういうような手段があってもいいんじゃないかと、私はそう思います。ぜひやるときはそのようにしていただきたいと。

それと、後藤委員も言っていましたけれども、実際役所の引き出しの中からうちに封書を持っていったと、その金が入っていると。それを持っていった時点でもう横領とみなすしかないんじゃないかなと。また、親御さんが入っていたお金を持ってきたと言いますがけれども、実際はその持ってくる姿も見ているわけではないですから、封筒はあけて必ず確認してから印鑑をつくものであるから、そこで、恐らくその封筒は1回開封した状態で、私はそれは多分中身はなかったんじゃないかなと思います。それを親御さんが多分入れてきたんじゃないかと、あくまでも推測ですけれども、そうやって私は持ってきたと思います。そういう状態で、これから、その人物が、職場がそういう使途不明金があるんじゃないかと出たときに、それからさらにまたその職場に在籍したと、そこは何でそのまま在籍させていたのか、お伺いします。

○委員長（東梅康悦君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 1件について、そのままのお金につきましては、確かに父親が持ってきたという事実に関しては、どこから持ってきたかということもあろうかとは思いますが、それにつきましては、第三者調査委員会のほうでは経過とか原因、責任間をしっかりと調査をするという形になりますので、それを受けてからの判断ということになると思います。

また、あの時点、1月の段階のところでは、確かに事務的に不適切な処理はあったものの、その部分では、人事異動というよりも内部での検査をしっかりとするという体制づくりをまずしたということになります。実際に事務をとっているのは本人でありましたし、そこで1人だけではだめだという形で、複数でのチェックをするということで年度末に向かったということになります。

○委員長（東梅康悦君） 金崎悟朗委員。

○9番（金崎悟朗君） いずれにしましても、この間はああいう紫波町でさえ、あそこの町長さんも町県民税の徴収ミスで減額したと、そういう話もありました。ただ、しかしながら、大槌町はこの徴収ミスが続いています。住宅のミスから徴収ミスから、下水道の徴収ミスから、そして、不名誉きわまりないこの1,300万円の使途不明金について、1回、2回、3回ですよ。何を言ってもやはり上層部の任命責任もこれはかなりあると思

います。そこを十分考慮して今後の取り組みに生かしていただきたいと思いますが、
も、町長さん、どうですか。

○委員長（東梅康悦君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今回の不祥事につきましては、管理不行き届きの部分が多々見受けられます。したがって、先ほども総括質問の中でもお話ししましたが、職員の職責、重さみたいなことをしっかり確認し合う必要があります。今回の不祥事については、もう町民の皆様、そして、何度も言うておりますが、支援してくださっている国内外の多くの皆さんに、本当に申しわけない気持ちでいっぱいでありまして、我々といたしましては、この不祥事が今後起きないような意識改革を含めながら、コンプライアンスの指導等について徹底していきたいと思っております。もちろん責任の重さについては、私を含め管理職、そして副町長等についても重く感じているところでありまして、大変申しわけない気持ちでいっぱいでありまして、この場をおかりして、改めてまた深くおわび申し上げさせていただきます。申しわけありませんでした。

○委員長（東梅康悦君） 阿部俊作委員。

○5番（阿部俊作君） この使途不明金の金額は解決したのかどうか。

それから、これは、私はもうやっぱり皆さんが言っているとおり刑事事件相当だと思います。刑事事件で解決しようとするのか、民事で解決しようとするのか、その辺をお聞きします。

それから、調査委員会の目的は先ほどお話しになりましたので、まず職員体制、いろんな面での調査ということになると思いますので、実際調査委員会では、この刑事事件みたいな例えば中に入っただけの家宅捜索とかそういうことはできないと思いますので、その金額がはっきりするのに余り時間をかけるようであれば、やっぱりこれはちょっと問題かなと思います。それで、ちょっと第三者委員会の報酬とかそういう面で金額は幾らかと、あとどの辺の項目から支出されるのか、よければお聞きします。

○委員長（東梅康悦君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今のところ委員の方々については、日額になりますが5万円ほど支出をしたいと考えております。ただ、この支出部分は急遽なものですから、予備費のほうで対応したいと考えておりました。

○委員長（東梅康悦君） 俊作委員いいですか。

○5番（阿部俊作君） あと、その事件の対応を。

○委員長（東梅康悦君） 刑事事件にするのか、民事にするのかというところですか。町長。

○町長（碓川 豊君） 今回のこの第三者調査委員会については、まずもって身内で調査するということについては、身内に甘さが出るのではないかというような思いで、これは徹底して調査をしていただくということで第三者調査委員会を立ち上げたところでありまして、その調査結果に基づいて、告訴が必要なものであるかどうかということについてしっかりその状況を確認しながら対応してまいりたいと思います。

それで、その不明金が横領かどうかというふうなことについては、その第三者調査委員会等とも連携しながら対応していかなければならないと思っております。

○委員長（東梅康悦君） 阿部俊作委員。

○5番（阿部俊作君） これは刑事事件におきましてもその横領かどうかの判断ができますし、それによって罪状、その他の判決が出るものですので、決して刑事事件を入れるのは好ましくないというふうなことではないと思いますので。

それから、住宅のことにに関して、大ケロ住宅のことで騒音問題でこの間言いましたけれども、答弁いただきました基準が…。

○委員長（東梅康悦君） 俊作委員、それは住宅費のほうの質問。

○5番（阿部俊作君） それで、家賃の問題で、つまり基準に合っていないうちから家賃をとるのかということです。

○委員長（東梅康悦君） それは住宅費でお願いいたします。

○5番（阿部俊作君） 住宅費のほうね。私は家賃だから、そっちのことだと。わかりました。では、そういうことで。

○委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○2番（芳賀 潤君） 決算書に基づいて質問します。収入済額が三千百万何がしで、収入未済額が4,300万円、その内訳が6項目あつての記載金額ですよ。この4,300万円の内訳を、後でもいいので教えてください。現年度分となっているので、定住促進についてはもちろん24年度分もあるでしょうから、その内訳を後でお知らせを願いたいと思います、今わかれば今の答弁でもいいですが。

○委員長（東梅康悦君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 収入未済額ですけれども、4,329万3,177円の内訳ですけれども、まず町営住宅分になりますが、町営住宅分が2,304万9,397円。それから災害公

営住宅分が8万4,200円。それから特定公共賃貸住宅のほうですけれども309万2,500円、それから町民住宅ですけれども119万6,200円、それから定住促進住宅のほうが1,506万880円となっております。

○委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○2番（芳賀 潤君） 定住促進住宅だけではなくて、ほかにも未済額があるので、これらの収納事務に全力を尽くしていただきたいことと、後で不納欠損にならないようにしていただきたいと思います。

あと、委員さんの中からも出ているとおり、この収納事務の管理体制については、当局とすれば真摯に皆さんの意見を受けとめるべきなんだと思うし、逆に言ったら、この問題に振り回されて役場の職員の士気が下がらないことをお願いをするわけです。何を言いたいかというと、全ての事業というのが、仕事というのはやっぱり役場の職員の肩にかかっていると、そのかじ取りをしているのが町長さんなわけですよ。そういう意味で、もちろんこの収納事務に関することの担当課は嫌な思いもするだろうし、尻拭いも後始末もしないといけない。でも、本当に多くの仕事というのは、今進捗があって、おくれを取り戻そうと。今回の決算額でも物すごい繰越明許だとか事故繰越があるわけですよ。これを処理していかななくてはならないのも、これが本分だと思うんです。だから、何をいわんとするというのは、やっぱりこれから町長、副町長さんもいらっしゃいますけれども、もちろん公務員としてのモラルをきちっと守るのはそれはそうですけれども、職員に住民が期待しているのは、この不明金が幾らなのかという発覚よりも、まちづくりを早く進めてほしいと言っているわけです。そういうことが何か取っかえ引っかえになってしまうと議論が変になってしまうので、私はここで町長さんに、おわびはもちろんだけれども、次の事業がきちっと控えていてそれを早く進めなければならないという意味で、一言伺いたいと思います。

○委員長（東梅康悦君） 町長。

○町長（碓川 豊君） まず、この不祥事については徹底した究明をすることが、町民の皆さんの疑惑を払拭することだと思います。その上で、やはり復興がこのことによって停滞しないことが何よりも委員おっしゃるとおり大事でありますし、そうあってはならないわけでございますので、この職員の指導等についても、しっかりいわゆるコンプライアンスはもちろんのことでありますが徹底して復興事業が停滞することのないように対応していきたいし、また、職員の確保についてもさらに奔走しなければならないと思

っております。そしてまた、職員の士気が下がらないようにするためにも、コミュニケーションをよくしていくことが大事であろうという思いで、職員には常々挨拶運動を心がけるようにというふうな話をしておりますが、今後さらにそのことも徹底してまいりたいと思っております。

○委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○2番（芳賀 潤君） 最後です。まず、いずれ役場が住民から信頼をされなくなつてはもう終わりですよね。終わりという表現は厳しい話かもしれませんが。地域復興協議会にこの前も出ましたけれども、復興が進んでいっているかどうかは別にして、現実的には回数を追うごとに人の参加率が減っています。もう安心したのか、はたまた諦めたのか、わかりませんが、実際減っています。でも、片方で町長は住民合意だと、やっぱりこういう協議会の中で出た意見を吸い上げたいと思うと言うだろうし、そこら辺の問題もあるし。これから地域復興協議会が町方であつたかあさつても予定されていますけれども、必ずこの不明金の問題も質問なさる方がいるかもわからない、ないかもわかりませんが。土地の問題でも何でもそうですけれども、とにかく住民に協力を得てもらっていかないと進まないものが多い以上、役場のモラル、あとは逆に言ったら頑張っている職員の士気の低下を招かないようにぜひよろしく願いして、終わります。

○委員長（東梅康悦君） 町長。

○町長（碓川 豊君） いわば、ここの場で何度もおわびしても、そのことについてはおわびし尽くせるものではないし、大変、町民の皆さん、そして全国から支援をしていただいている多くの皆様方にも申し開きようがない気持ちでいっぱいでありまして。いずれ徹底してこの原因究明、背景等についてしっかり調査をしながら対応していくことが、信頼回復にはほど遠いかもしれませんが、そのことをしっかり対応していきたい、そのように思っております。どうか町民の皆様、多くの皆様、今後とも不祥事が起きないように対応してまいりたいと考えております。心からおわび申し上げます。

○委員長（東梅康悦君） 75ページ、あとございませぬか。（「なし」の声あり）進行します。

77ページ上段。（「進行」の声あり）進行します。

1時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時55分

再開

午後 1時10分

○委員長（東梅康悦君） 再開いたします。

午前中の質疑の中での答弁保留が出ましたので、税務会計課長よりお願いいたします。
税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） 午前中に阿部義正委員よりご質問のございました法人町民税の関係でございますが、震災が原因で滞納となっている法人はあるのかというご質問に対してお答えいたします。

現年課税分6法人が滞納法人だと申しました。そのうち1社が、震災が原因で未納となっていると思われま。もう1社は、震災後に法人を立ち上げたんですけども、未納になっているというものが1社。あと残り4社のうち3社はきょう時点で完納。残り1社は現在未納という状況でございます。以上でございます。

○委員長（東梅康悦君） それでは進行します。

77ページ、2項手数料の質疑を行います。東梅 守委員。

○3番（東梅 守君） では、手数料のところ相撲場の使用料というのがあります。現在、相撲場、間もなく防災集団移転事業で取り壊しになる。それから、あそこにある体育施設もそうなる。それから弓道場もそうなる。これの代替についてはどういうふう考えているか、お尋ねをします。

○委員長（東梅康悦君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 確かに復興事業に伴ってその辺は当然その防集とか住宅等になるということになります。そちらのほうの災害危険区域であるところにその代替施設等をつくると、そういった部分で一体的に整備されるのかなというふうに考えております。

○委員長（東梅康悦君） 東梅 守委員。

○3番（東梅 守君） それで、相撲といえば日本の国技ということで、これは文科省の管轄で、大槌町もかつては多くの子供たちの相撲ですばらしい成績を残した実績もあり、今現在も相撲協会が現存して各種大会に参加しているという現状がある中で、安渡の相撲場が被災して今現在は町営の相撲場しかないという現実の中で、その代替が見つからなければ練習する場所が……

○委員長（東梅康悦君） 守議員、教育費の中でそれはお願いします。

○3番（東梅 守君） わかりました。では、そういうことで。

○委員長（東梅康悦君） 進行します。

13款国庫支出金1項国庫負担金。77ページ下段です。79ページ上段。（「進行」の声あり）進行します。

2項国庫補助金。小松委員。

○7番（小松則明君） 民生のほうのやつでもいいんだな。項だから、ここで行くんだっただか。いいんだね。

○委員長（東梅康悦君） 民生費国庫補助金ですね。

○7番（小松則明君） はい。この中の児童虐待・DVという部分のやつがあるんですけども、近ごろテレビでもかなり報道されております。その部分の73万1,000円というものが使われておりますけれども、この実際の補助金使用と成果というものに対する答えということはいかがでしょうか。

○委員長（東梅康悦君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 児童虐待・DV関係ですけれども、実際ご相談をいただいて、例えばDVですと、重い事案に対しましては盛岡にあります保護施設のほうに避難していただいたりとか、そういう形で実際に対応している例もございます。

基本的には個別のご相談をいただきまして、関係機関と連携しながら対応しているところですが、あとは盛岡にありますセンターのほうと連携しまして、そういった必要な避難施設のほうに行っていただいたりとか、そういうことで対応しているというふうな状況でございます。

○委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○7番（小松則明君） そうですね。そういうやっぱり言葉に出せなくて、言われな方がおるというのも実際の話、まだまだこれは深いという部分が多いと思っております。まず盛岡といえば、例えば松園にあたり、そこにもちゃんと、名前を言っているのか悪いのか何とか学園というものとかあるんですけども。これについて、まずこれからまだまだ応急仮設住宅の中にあるということ。前にも私は一般質問でも出しましたけれども、狭い部屋に人が入っている。年も中学生が高校生になる。小学生も中学生になる。狭いところにいたら大変ですよということ。これは科学的にも、医者に言われたのだけれども、小さなところに、マウスを3匹でちょうどところに5匹、10匹入れた場合、では、どうするのかと。生きるために共食い、もしくはその数量になるまでということ

があるということで。だから、そういう部分に対して、ますます民生部長には、いろいろな部分に対して温かい心を持ってそういう部分に対して目をきらめかせていただきたいと思っております。よろしくどうぞ。

○委員長（東梅康悦君） 79ページいいですか。東梅 守委員。

○3番（東梅 守君） この中の農林水産費の補助とそれから土木、次のページにもありますけれども、地域の元気臨時交付金、これが2つほどあります。農林水産のほうでは1,800万円ほど、それから土木のほうでは1億8,000万円ほどあります。これは支出のほうでどういう項目でどういう目的をもって使われたのか、説明をお願いします。

○委員長（東梅康悦君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） この地域の元気臨時交付金は平成24年度の国の補正に伴いまして景気浮揚対策みたいな公共事業の対策ということで交付されたものでございます。これは町の事業に伴いまして、その割合で交付されたものでございます。

そして、この事業に関しましては、町の単独事業のような部分に充てていいということでございますので、土木費のほうでは、町道の改良・改修事業等に充てております。（「水産のほうは」の声あり）

○委員長（東梅康悦君） 農林業のほうは、答弁は。産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 申しわけございません。ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど改めて答弁させていただきます。

○委員長（東梅康悦君） 東梅 守委員。

○3番（東梅 守君） 名目からすれば地域の元気ということで、それが土木に資する部分ではその道路などの補修に使われたということであれば、何か町民にとっては見えづらい交付金のような気がするのですが、果たしてそれが正しい使い方なのか。その選択の仕方は町側にあるということで交付されたものではあるんですけども、もうちょっと名目上を考えると、地域の町民に見える形で元気になるものがあるのかなというふうに考えるわけなんですけど、その辺は町のほうに裁量権があるということなのでいいんですが、今後その見える形での使い方をぜひしていただきたい。住民にわかる形のものにしていただければというふうに思います。以上です。

○委員長（東梅康悦君） 81ページに進んでおります。2項国庫補助金ですけれども、ございますか。（「進行」の声あり）進行します。

3項委託金、81ページ下段。進行します。

83ページ上段。進行します。

14款県支出金1項県負担金。進行します。

85ページ上段まで。進行します。

2項県補助金。進行します。

87ページ全般。「進行」の声あり。進行します。

89ページ全般。「進行」の声あり。進行します。

3項委託金。89ページ下段から91ページまでです。「進行」の声あり。進行します。

15款財産収入1項財産運用収入。93ページ上段までです。「進行」の声あり。進行します。

2項財産売払収入。芳賀委員。

○2番（芳賀 潤君） そのまま進んでいってもあれなんです。

ちょっと簡単な問題。財産の売払収入ですけれども、被災したところでも住宅再建できない町有地であったりとか、何か言葉が上手に見つからないけれども半端に残っている町の財産であるだとか、それでも会社として必要なもの等があった場合、以前であれば町の財産を買ったりするのというのはなかなか大変だったんですけれども、今この時代に、やっぱり会社を再建するためにここの部分を欲しいとかという住民の申し出だとか会社からの申し出があった場合には、それは今後も売ったりというのは積極的に対応するものでしょうか。

○委員長（東梅康悦君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 普通財産の管理に関しましては、使用目的がなければ、委員のご質問のとおりに対応を考えていきたいというふうに考えています。

○委員長（東梅康悦君） 金崎委員。

○9番（金崎悟朗君） 委員長、総務費寄附金のところで関連で聞きたいですけれども。

○委員長（東梅康悦君） まだ、寄附金までには入っていません。今は財産売払収入のところ。（「済みません」の声あり）進行します。

16款寄附金1項寄附金。金崎委員。

○9番（金崎悟朗君） 今言ったところに関連して聞ければいいんですけれども、総務ということで、現在大槌町では、旧役場庁舎前のさい銭箱の問題がすごく取り沙汰されて、マスコミで騒がれて、町内、また大槌町からよその町に行っている人たちがすごく不名誉きわまりないことで本当にひんしゆくを買っていると、そういう状態です。また、議

会か、その行政のほうにも怪文書、マスコミのほうにも流れたようですけれども、そういうのが出て、本当に大変だな大槌町はなと思ってそう考えております。皆さんもそうだと思います。

そこで、3点についてお伺いしたいと思います。

まず1つ目は、このさい銭箱の設置に関して、どこのグループの人たちか、どの団体に貸しているんだか、まず1つは聞きたいと。

2点目は、大槌町の財産である町有地を貸すに当たり誰が貸しているのか、どこの部署が貸しているのか。また、議会にも相談があってもよかったんじゃないかと。これを2点目。

3点目として、旧大槌町役場は寺社仏閣でもないのに、さい銭箱を置くこと自体に誤りがあったのではないかと、それをどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○委員長（東梅康悦君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 献花台プラスそのさい銭箱の件についてお答えをいたします。

まず1点はさい銭箱ですが、献花台を守る会という形の団体が設置をしております。また、部署については、普通財産ですので財政課ということになりますし、その普通財産を貸し付ける部分については、議会への報告ではなくて、設置目的等を判断しながら設置は考えられるものだろうと思います。

あともう一つは、さい銭箱につきましては、当初のことですけれども、献花台を管理する団体がそれぞれ管理費に使いたいということの申し出がありましたので、献花台プラスそのさい銭箱という形で認めたということになります。

○9番（金崎悟朗君） 3点目は。

○委員長（東梅康悦君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） さい銭箱そのものというよりも、やはり献花台を維持管理をしていく費用ということでの位置づけですので、その神社仏閣とかそういう部分ではなく、単にそのさい銭箱を置くことが管理運営上必要だろうということで認めております。

○委員長（東梅康悦君） 金崎委員。

○9番（金崎悟朗君） さい銭箱に入っている浄財ね、これはそれなりに使用しているのはわかります。ただ、そのことはわかるんですけれども、町有地を例えばその守る会に貸したと、町有地っていわば大槌町の財産だから、担当は財政課かもわからないけれども担当課のものでもない。そういう場所を貸すに当たり契約書かなんかつくっています

か。

○委員長（東梅康悦君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 契約云々という部分については財務規則の中でありまして、短期であれば、そういう部分については省略してもいいということになっております。当初の部分からすれば、献花台設置についてはある一定の期間だろうということもありますので、旧役場庁舎の一部保存とか周辺の整備の方針等々を踏まえてみると、暫定的なものだろうと考えて契約等については結んでおりません。

○委員長（東梅康悦君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木彰君） ちょっと経緯についてご説明したいと思いますが、実はあれは最初は折り畳みの机で、誰かわかりませんがあそこでお花を手向けて拝んでいたという経緯がございました。そのうちに、秋田の五城目町の方が、それらを見て、いや、献花台を寄附したいということで、実は献花台をつくってきたということです。それで、そのときに置きたいということで町にも来ましたが、その段階では、そういう経緯があつてあそこで拝んでいる方々を、では、公有地だからだめだということにもいかないだろうということで、それは、我々とすれば確かに神社仏閣というか宗教的な部分もあるのかなというふうにも思いましたけれども、実は任意でというか、そういう形で拝む場所という形できたものですから。そしてまた、その秋田でつくってきたということもありますので、では、いいだろということで文書も取り交わしませんが、それは見ないふりというのもこれはおかしいんですけれども、いずれそれは認めてきたという経緯がございました。そのうちに、その次にまた秋田で、今度はそのさい銭箱をとということになったんですね。そのときにもやっぱり金銭のことでもあるし考えたんですけれども、それもまたつくってきたと寄附したいということでありましたので、それでは、あそこを管理している守る会の人たちにそれはということで、結果的には文書も何もつくらないまま容認してきたというのが現実でございます。確かにそれは厳密に言えば町有地でありますからそういう形でやるべきだったのかもしれないけれども、実はそういう形の流れの中で認めてきたというのが現実でございます。

ところが、こういう事件等も起きてきたということですので、これはやはり何とかきちっとした形も考えていかなければならないというふうにも考えますが、ただ、ああいふ形で町民の皆さんが手を合わせる場所という形でのいるわけですので、この辺はなかなか我々も難しい問題もあるのかなというふうには、今のところそういう状況でございま

す。

○委員長（東梅康悦君） 金崎委員。

○9番（金崎悟朗君） 3回目ですので。この中の浄財については、この役所で亡くなった人たちのためでないお金もあると思うんです。大槌町に対して、また大槌町民の千何百人の行方不明者・死亡者に対しての多分これはそういうお金も含んでいると思うんです。それをそのグループにまず貸したのは、その経緯はわかりますよ。だけれども、そのお金が例えばそのグループにだけ管理を任せていいものか。私はそこがあると思うんです。確かに気持ちで置いていくのはわかります。町長も前にも今副町長さんも言っているように、拝むところがないから一時場というので置かせたのはわかります。だけれども、その置かせたことによって入った浄財というものはきちっと管理して、やはりそういう公有地に貸す場合は、やっぱりそれなりの役所の取り決め事項もきちっとやらなければならないと思います。それも、今後はどうなるかわかりませんが、その辺はやっぱり復興を願ってその浄財として入れる人もあると思いますので、その辺はその団体の人たちとこれは検討して、どういうふうにすべきかということをやっぴり考えていただきたいと思います。それ1つと。

あとは、このさい銭箱が一度ならず本当に心苦しい話だけれども、5回も何回も盗難にあったと、そして、この怪文書が回ったと、名前まで出てきたと。そういう中で、あくまでも怪文書ですけども、私は、今、行政が一生懸命この復興に取り組んでいる中、町長も一生懸命いろんな土地に行っては震災の話をしたり、いろんなところに歩いて寄附金をもらったり、また、人材登用するように一生懸命各自治体に歩いて、本当に平伏しております。ただ、この事件を生んだ背景というのを考えなければならないと思うんです。1人の人間が、確かにその怪文書にあったのがうそかどうかわかりませんが、そういう浄財として入れるさい銭箱を盗むような人間を生ませてしまったと。これは、私はやっぱり行政の失政だと思います。やはり厳しいことを言うわけではないですけども、そういう人間を生んでしまったんだと、やっぱりそこらには責任を感じてもらわないと。そして、ああいう場所に置くときは、確かに行政は行政としてその部署があって、その財政課がどうでこうでと言うけれども、確かに町長さんはこれは執行権があっただけでも、我々も町民の代表なので、やっぱりこういうのはみんなに連絡して、どういうものかと。そうすれば、ある程度年齢、年とった人もいるし、失礼な話だけれども、そういういろんな人の話を踏まえてからやっぱりよい方向に進むべ

きと思いますが、どうですか。

○委員長（東梅康悦君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木彰君） まず1つはさい銭箱ですが、先ほど私が申し上げたような経緯の中で、決して私たちはあそこの拝む献花台が役場の犠牲になった職員という発想ではなく、まず町民全体の犠牲者のという形の中での発想で認めてきたという形です。

それから、さい銭箱を町が管理ということですが、これは、町が管理するのであれば当然さい銭箱はあそこには設置させません。ただ、先ほど何回も申し上げますような経緯の中で自然発生的と言ったらいいんですか、そういうさい銭箱を設置するということなものですから認めたという経緯がございますので、その辺のところはご理解をさせていただきたいと思います。

結果としてそれがああいう事件を生んだということについては、もちろん我々も反省しなければならぬのかなというふうには感じております。

○委員長（東梅康悦君） 阿部六平委員。

○14番（阿部六平君） 確かに副町長さんの言うとおりでございますけれども、ただ、さい銭箱が来たということは金が入るわけですね。その金がどうなるかということを考えると、泥棒に遭うおそれがあるかどうかということは、ただああいうところにぽつんと置けば、これは当然泥棒も入ると思うんです。

しかし、金崎委員が言ったように、そういう人をつくったということは何ですけれども、私として心配なのは、もし高校生とか中学生が遊び半分であのさい銭箱なんかを持って行ってどこかに捨てるとか、例えば何回も、1回何した時点で考えなくてはなかったのではないかと。というのは、誰がつくったかわからないんですけども、もしそういう生徒たちが遊び半分にそういうことをやったとなったら、泥棒を育てたようなものじゃないですか。その辺で、1回でなくなった場合に、何とかそこで考えなくてはなかったかと。あとは献花台に上がったお花代も、やっぱりそういうことだったら、各お寺にちゃんと、これぐらいがありましたからこれでお花を上げてくださいというのが、当然ではないですか。どのように思いますか。

○委員長（東梅康悦君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木彰君） ああいう状況の中で、町が管理するというにはならないだろうと思いました。というのは、やはり宗教の関係もありますから。これは変な話になりますけれども、そのようにしたということはそうじゃないかと言われれば、そのとお

りかもしれませんけれども、いずれ町が管理するという事になれば、それは宗教色も廃止しなければなりませんし、そういったことから自然発生的に拝んできた場所を排除するという事でも、これもまた町民の皆さんの気持ちからすればやっぱり問題があるのかなというようなことで、結局は町は関与しない形で、その拝む人たちで管理してほしいということで容認したというのが事実でございます。

結果として、先ほど私も申し上げましたが、そういう形でああいう事件が起きたということについては、反省をしなければならぬのかなというふうに思っています。

○委員長（東梅康悦君） 後藤委員。

○10番（後藤高明君） 今お2人の答弁をお聞きして、部長、その短期の場合は、あるいは暫定的な場合は契約は要らないというようなお話しになりましたけれども、何か読んでみると、私有物ではないから、公共用地なわけですよ。通常は、公共用地を第三者に使わせる場合はちゃんと契約を結べとか、契約の中身は一々言わないけれども、期間だとか、あるいは地代だとか目的が、いろいろあるみたいですが。私は短期ではないと思うんです。まず、大体どのくらい置きましたか、ああいう献花台だか祭壇。1年や2年ではないと思うんですけれども、まず、それから。

○委員長（東梅康悦君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 去年の7月11日からです。

○委員長（東梅康悦君） 後藤委員。

○10番（後藤高明君） それで、最初のころは手を合わせて、献花台と言ったほうがいいのかな。何も抵抗なく見ておったんです。ところが、今回のようにいろんな問題が生じて、あれあれと。やっぱりいろいろ専門家からなんか話を聞くと、あれはやっぱり公共用地なんだからちゃんと契約を結んでいるのという指導も受けましたし。それで、一方で、おわかりだと思うのですが、都市計画の審議委員会のほう13回かな、これで用途、役場庁舎の用地、これはどのようになったかと。私が言います。緑地ということで出されているんですよ、もう全部。一方では、そういう違う部門ではもう将来を考えて、そういう将来の用途はもう緑地だよというのも出ているしね。だから、ちょっとその短期とかなんとかというのは、私は答えとして当たらないような気がするんですよ。だんだんエスカレートしていったがね。いろんなもう仏像もふえたりなんかやって、ちょっとやり過ぎみたいな感じで見えていたんですけれどもね。そういうことで、ああだこうだと言っても始まりませんけれども、いずれ今回のような不祥事を出したのを役場にも責

任があると思いますので、その辺を解決するというかな。町民に対してやっぱり形で見せていかなければならないと思いますので、その辺の後始末というのかな、その辺をしっかりしていただきたいということで、要望で終わります。ありがとうございます。

○委員長（東梅康悦君） 阿部義正委員。95ページも寄附金がありますので、あわせて審議をお願いします。

○13番（阿部義正君） 決算書に基づいて質問したいと思います。

ふるさと納税寄附金一千何がしとありますが、大槌町を支援する人たちのこういう寄附でございますが、この一千幾らの寄附者は何名で、平均すればどのくらいの額になっているか、その辺をお伺いします。

○委員長（東梅康悦君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） ふるさと納税に関しましては、1,039万3,000円でございます、86件でございます。大体、多い方ですと数十万の単位から千円単位までということでございますので、平均しますと大体5万円程度になるかと思われま。

○委員長（東梅康悦君） 阿部義正委員。

○13番（阿部義正君） 近年ほかの自治体のほうで、このふるさと納税で財源を確保しようというか取り込みを一生懸命にやっているように伺っております。そうした中で、この寄附してくださった人に対して粗品というかそういったものを提供して、自分たちのところにかき集めるというか、そういう方法をとっている自治体がふえているというお話を伺っておりますが、大槌町としてはこのふるさと納税に対しての取り組みを今後どのように考えているか、その辺をお伺いします。

○委員長（東梅康悦君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） ふるさと納税につきましては、寄附を受けた自治体が謝礼として特典が人気があるということで、あるところは和牛や米などや酒といった豪華な特産品が幅広く選べるというような状況がありまして、寄附をする人が増加しているという現状がございます。各自治体は、地域の知名度を上げるチャンスだという思いもありまして、やはり特典の充実を図るということも考えられています。

当町といたしましても、やはり高齢化や人口減少、あるいは地域における重要なものと考えておりますので、これからふるさと納税についてはしっかりと特典という部分も含めて考えていきたいと、こう考えております。

○委員長（東梅康悦君） 阿部義正委員。

○13番（阿部義正君） 先ほど平均的に5万円の寄附者というお話がありましたが、その中で今部長さんが特典みたいなお話を、重々に考えるという話でございしますが、この寄附者に対しての減免制度というかそういったものはどういった形で周知徹底させるか、その辺伺います。

○委員長（東梅康悦君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 減免というのは、税の控除ということでしょうか。（「はい」の声あり）それに関しましては、寄附していただいた方に領収書を発行して、税務署に持っていけば控除できますというようなパンフレットをお配りしております。

済みません、先ほどの平均ですけれども、1万円に訂正させていただきます。申しわけございません。

○委員長（東梅康悦君） 95ページに進みます。進行します。

17款繰入金1項特別会計繰入金。（「進行」の声あり）進行します。

2項基金繰入金。

97ページ上段。（「進行」の声あり）進行します。

18款繰越金1項繰越金。（「進行」の声あり）進行します。

19款諸収入1項延滞金・加算金及び過料。

99ページ上段。進行します。

2項町預金利子。99ページです。（「進行」の声あり）進行します。

3項貸付金元利収入。進行します。

4項雑入。99ページ。進行します。

101ページに進みます。（「進行」の声あり）進行します。

103ページ上段。（「進行」の声あり）進行します。

20款町債1項町債。（「進行」の声あり）進行します。

105ページに進みます。ないですか。（「なし」の声あり）ないようですので進行します。歳入の質疑は終了いたしました。

続きまして、107ページ、歳出の質疑に入りたいと思います。

1款議会費1項議会費。（「進行」の声あり）進行します。

2款総務費1項総務管理費。107ページ下段です。進行します。

109ページ全般。進行します。

111ページ全般。進行します。

113ページ全般。進行します。

115ページ全般。東梅 守委員。

○3番（東梅 守君） ここで質問させていただきます。

被災者支援町民バス運行业務委託料、現在大槌町内は町民バスが走っているわけです。震災当時多くの町民の方から便数をふやしてほしい、便利性を高めてほしいというお願いから、今現在公共交通として運用されているわけです。今現在のそのバスの乗車率というのかな、始めたころと比べて上がっているのか下がっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。私が見る分では、当時から比べるとかなり減っているのではないかなど、日中乗客が乗らないバスが走っているのをよく見かけることがあるので、大変心配になっておりまして、その辺お伺いします。

○委員長（東梅康悦君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 町民バスの運行状況についてでございます。25年度の実績の数字を若干申し上げたいと思いますが、トータルで利用された方の人数につきましては、6万2,073名の延べ人数の利用でございます。それに対してトータルの経費としては5,400万円ほどがかかっておりまして、そこからいわゆる利用料ということで1,500万円ほどが歳入されておりますので、その差引いた部分3,900万円ほどが委託料という形で運行委託をしている事業者等にお支払いをしているというところでございまして、この財源につきましては国の補助金が充てられているというところでございます。

利用の人数の推移でございますが、昨年度の末に利用料金の見直しをした関係がございまして、当初は200円から500円ぐらいまでのゾーン制をしいていたものについて、200円の均一で高校生以下は無料ということに料金体系を見直ししたという影響もございまして、昨年度から今年度にかけては、途中段階ではございますが利用者が増加しているという状況にはございます。

○委員長（東梅康悦君） 東梅 守委員。

○3番（東梅 守君） それで、以前に私がこのバスのことでデマンド交通を構築したらどうかということをご提案申し上げました。そのときには、まだ時期は早いだろうと、他の経緯を見てからというお話をされていたように思います。それで、先日政府のほうでは、このデマンド交通に対して、現状のデマンド交通をやっている自治体の数を2020年までに倍ぐらいにふやしたいんだということで、政府のほうもこのデマンド交通の推進に力を入れたいというふうな話をされておりました。それで、2015年度からそのシス

テムを構築するためのものを自治体に支援をするというふうな話がありました。そういったことを受けて、今後大槌町の人口減少であるとかいろんな要素を考えると、今からデマンド交通の準備をする必要性はあるのではないかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（東梅康悦君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） ご指摘のデマンド交通でございます。これは、公共交通の一つの形ということで、路線バスが廃止された場合などに、住民の方のニーズに合わせて導入されている事例がございます。その形といたしましても幾つかございまして、決まった時刻に運行される場合や利用者の方のご要望に応じて随時出ていくといったような場合でありますとか。路線につきましても、決まった路線を走ったり、それぞれの家の前まで行くと。いろんなさまざまな形態が各地域ごとに選ばれているというところでございます。

ご指摘のように、好きな時間に好きな場所に行くことができるという点で、これからの高齢社会を考えた場合に非常に有用性があるんじゃないかというふうには考えてございます。ただ一方では、委員ご指摘のとおり、予約システムの構築というのが当初やはり必要になるといった部分でありますとか、お客様1人当たりを運ぶコストということで考えた場合には、現在の町民バスなどと比べるとやはり割高にはなるということが指摘されているところでございます。

ただ、他の市町村でも導入実績がございまして、お隣の釜石市でも一部その導入してきているというところもございまして、ご指摘のとおり国のほうもかなり力を入れて、そのイニシャルのシステムの導入に対する補助というのも検討しているということでございますので、我々としても現在公共交通のあり方の検討を来年度にかけてやりたいというふうに思っておりますが、その中で、その導入できるかどうかといった点も当然検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（東梅康悦君） 金崎委員。

○9番（金崎悟朗君） この積立金のところでちょっとお聞きしますけれども、郷土館建設基金利子積立金にかかって一万幾らとありますけれども、これは残念ながら、もともとあった積み立ては取り崩してもとに戻さないと。もとに戻さないばかりに、郷土館も何も建設する予定も立たないうちにこういう大震災が来て流されてしまったと。大槌町にあった財産がほとんど流されたと。本当にもったいない話ですよ、この郷土を知る

限りはね。さらに関連で聞くんだけど、図書館にもあったはずなんですけれども、
どれだけ被害があったか。

○委員長（東梅康悦君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） どれだけというその数量的な部分についてはちょっと今手持ち
資料がございませんので、後でお答えします。

あと、図書館にあったものは今現在県立博物館で修復の作業を受けている資料等も、
まだたくさんございます。その点もあわせて後でご答弁申し上げます。

○委員長（東梅康悦君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 1番目のご質問の積み立ての状況についてでございます
けれども、9月11日時点で3,900万円ほどが積み立てられている状況でございます。

○委員長（東梅康悦君） 金崎委員。

○9番（金崎悟朗君） 過ぎ去ったことを言っても始まりませんけれども、こういうせつ
かく基金があってもその基金も使えなくなる状態だから。別なものに使っても返さない
んだから。だから、これをまたもとに戻すように何とか内部のほうで検討して、今残っ
ているものだけでもきちっと保存できるようにするためには、やっぱり郷土館というの
は、前に大槌町に在籍した町長、副町長、そういう人たちがこれは頭を一生懸命ひねり
ながらつくった基金だと思いますので、これを少しずつでもふやしながら将来に向けて
やっていただきたいと思っておりますけれども、その点については。

○委員長（東梅康悦君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 震災によって大きく状況が変化したところではございま
すが、委員ご指摘のとおり非常に貴重な財産でございますので、今後のどういうふう
に有効に活用できるかというのは、庁内でもじっくりと検討してまいりたいというふう
に考えております。

○委員長（東梅康悦君） 115ページ現在やっていますけれども、あとございませんか。（「進
行」の声あり）進行します。

117ページ全般。（「進行」の声あり）進行します。

119ページ上段まで。

徴税費の前で、一旦休憩いたします。

2時10分まで休憩いたします。

休 憩

午後 1時57分

再開

午後 2時10分

○委員長（東梅康悦君） 再開いたします。

先ほどの東梅 守委員の地域元気臨時交付金の質疑についての補足答弁がありますので、財政課長よりお願いいたします。財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 80ページの先ほどの農林水産業費国庫補助金の地域元気臨時交付金1,800万円について、こちらに関しましては、あくまでも対象事業が農林水産事業のこれは漁業集落排水処理事業ですが、対象事業に対しての1,800万円の交付ということでございまして、充当事業に関しましては、先ほど申しましたとおり道路の改修事業、それから改良事業等に充てております。

現在においては、町の事業の多くが復興交付金事業によって実施されておりますので、このような交付金事業に関しましては、復興交付金が当たらないような単独の事業に充たせております。以上です。

○委員長（東梅康悦君） 進行します。

119ページ、2項徴税費より質疑に入ります。119ページです。（「進行」の声あり）進行します。

121ページ上段。（「進行」の声あり）進行します。

3項戸籍住民基本台帳費。121ページ下段。（「進行」の声あり）進行します。

123ページ上段。阿部俊作委員。

○5番（阿部俊作君） 印鑑登録システムということで、前までは金沢支所なんかでも印鑑登録等々をとれたんですけれども、現在と今後の予定をお聞きします。

○委員長（東梅康悦君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 今の本庁舎のほうでの交付をしていますけれども、支所のほうでは交付のほうはしていく予定はございません。

○委員長（東梅康悦君） 阿部俊作委員。

○5番（阿部俊作君） 自家用車等を全部が乗って歩けばいいんですけれども、バスの交通なんかでも不便を来したりする場合があります。奥のほうなんかは特に時間が制限されるということでバスの本数も少ないので、それで、いろんな契約とかさまざま必要書類に印鑑証明とかさまざまな住民票、納税証明書等々のこともございますので、何とか考えてほしいと思います。

○委員長（東梅康悦君） 答弁ありますか。佐々木副町長。

○副町長（佐々木彰君） 以前は支所で交付ということでした。それは、結局は農協の事務所があって、いろんな手続等を現地でやることも多いからということで、印鑑証明は支所でという形できたわけですが、現在そういった事務について農協も町におりてきたということもありまして、発行部数等についても激減しているということから、現在は本庁で発行するという形になっております。

これからという、またもとに戻すということについては、今はいわゆるシステムの関係もありますので、その辺は今どうするということについては、若干まだ回答はできないかなというふうに思っていました。

○委員長（東梅康悦君） 阿部俊作委員。

○5番（阿部俊作君） 今後のことで検討してほしいというのは、ここの役場でもいいんですけれども、やっぱり今バイパスができたり、ここだけではなく使うので、向こうのほうでも近くでとってそのまま次に行くというそういう移動なんかでも、ちょっと今のままでは不便だなというそういう声も聞かれましたので、よろしくご検討ください。

○委員長（東梅康悦君） あとございせんか。進行します。

4項選挙費。125ページ上段までです。（「進行」の声あり）進行します。

5項統計調査費。127ページ上段まで。進行します。

6項監査委員費。進行します。

3款民生費1項社会福祉費。（「進行」の声あり）進行します。

129ページ全般。進行します。

131ページ全般。小松委員。

○7番（小松則明君） 全般ということで、老人クラブ育成助成金。老人クラブということで、いろんな老人の方々とか、いろんなクラブとか何々クラブとか、スポーツも兼ねてですけれども、他市町村では町のバスを使いながら各大会とかそういうところにも行っていますが、当大槌町にはなかなかそういうバスの使用というものは近年見られていないが、そういうものに対して町のバスって使えるか。前にも一度聞いたこともありまして、再度お願いいたします。

○委員長（東梅康悦君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） ちょっと済みません。先週も、これは福祉のほうなんですけれども高齢者のスポーツ大会が盛岡市でありまして、そちらのほうにも当町のバスを使

用しておりますが、いろんな意味であくまでも公用車でございますので、公用の事業ではない限り要は保険の対象になりませんので、そういった公共的事業の送迎等にあくまでも町のバスを使用するというところでございます。

○委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○7番（小松則明君） その公共。そもそもクラブの育成とか、町では老人に優しい町とかいろんな部分をいうなれば、そののところまで妥当をしてもらえれば、この間行ったのは私は知らなかったけれども。あるおじいさんの方々が、「何、行きたいけれども、各車で行くから、年寄りが運転するから大変だ」という話の中で、町のバスを使えればいいがねという話もある中で、そこまで、どうでしょう、優しい大槌町のまちだよと言われるような方向性は持てないものですか、財政課長。

○委員長（東梅康悦君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 先ほど申しましたとおり、自動車保険の関係上、どうしてもお客様を乗せている以上何かあった場合の保険がございますので、そこら辺はちょっと委員にもお含みおきいただきたいのですが、今後検討は考えたいとは思っています。

○委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○7番（小松則明君） 財政課長が検討という言葉を出すと、また取っつきたくなくて、その幹部の上の副町長、どうですか、今の。

○委員長（東梅康悦君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木彰君） 検討するということですが。ただ、いろんな団体がありまして、それはもちろん営利ではない任意団体でいろんな団体があります。それをどれだけいわゆる希望に沿えるかということについての問題もありまして、どこから線を引くかということもいろいろと問題もありますので、それら全てを考えた上で、行政がバスを出すということがどこまで可能なかということについては、一老人クラブとかというだけではなく全体のバランス等もありますので、その辺は検討をしていきたいと。それと、どこまでそれは対応できるかというのも。今のところはその研修バスもない状況でございますので、その辺は若干時間がかかるかなと思いますが、いずれ検討させていただきます。

○委員長（東梅康悦君） 金崎委員。

○9番（金崎悟朗君） 私も同じ考えで、今検討って課長がしゃべったときに手を挙げるかなと思ったら、副町長にちらっとにらまれたけれども、また諦めないで手を挙げたけ

れども。高齢者、老人クラブ、今まで日本を支えてきた人たちだ。大槌町に一生懸命租税して丹精で働いてきた人たちだ。いや、結構言われるんです。「よそで結構そこの役所のバスが乗せてくるんだ」と、「おらほで全然そのバスも利用させないで」と結構言われるんだよね。だから、今言ったように、やっぱり本当に行政サービスだもの。何かクラブの人たちがどこかに行くときは、何とか検討、検討でなく、一生懸命大槌を支えてきた人たちが動くときはやっぱりそれなりに対処していただきたいと思いますが、課長、もう一回。

○委員長（東梅康悦君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） これは老人クラブだけの問題ではなくて、町全体の町民にかかわることだと思います。先ほど副町長も申し上げたとおり、公平・公正を図ることになりますし、その体制も、やはり運転手が今現業職という形で運転手だけがいるというわけではございませんので、やはり何でも一回受けた場合に、ほかの公平性を保てるかどうかという問題もございませぬから、きちんと体制も含めて、先ほど何度も言いますが検討させていただきます。

○委員長（東梅康悦君） 金崎委員。

○9番（金崎悟朗君） その検討していただきたいけれども、いきなりにやっぱり老人クラブの人たちもいろんな団体の人たちが動くとなれば、その日の保険なら保険も掛けられるからね。やっぱりそこらはきちっとやってもらってから何とか運営していただくように、ご検討をよろしくお願いします。

○委員長（東梅康悦君） 後藤委員。

○10番（後藤高明君） 何かこうやりとりを聞いていて、私もかつて不便で2台も3台も自費で買いましたけれども、保険よりも使用目的でしょう、こういう場合、使用目的。保険は、これは任意の保険に幾らでも入れるわけですよ。だから、今言うようにもうけじめがつかなくなるから、その辺はやっぱりはっきりしなければだめだと思うんです。よろしく。以上です。

○委員長（東梅康悦君） 今、131ページの質疑をしていますけれども、どなたかありますか。（「進行」の声あり）進行します。

133ページ上段まで。（「進行」の声あり）進行します。

2項児童福祉費。（「進行」の声あり）進行します。

135ページ全般。（「進行」の声あり）進行します。

137ページ上段。（「進行」の声あり）進行します。

3項災害救助費。東梅 守委員。

○3番（東梅 守君） 災害救助費でお尋ねをしたいと思います。

今、仮設住宅が今後その使用期間が何年になるか見通しが立たないと言われるような報道もされる中で、今現在釜石のほうは既に耐久化に向けてテスト的にやっているという部分があるのですが、大槌町はその動向を見ながらという部分もあるというふうに先日この場でお聞きしていたのですが、今現在のくいを打って建っている仮設住宅があると思うのですが、その現状の把握はされているのかどうか、その辺だけ。

○委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 仮設住宅は県で設置してしまして、別に釜石がやったわけではなくて、岩手県として釜石のたまたま仮設住宅をとってやったということで、それに基づいて県のほうで、その仮設住宅の長い期間使えるかどうかという検討はしていくということでございます。

○委員長（東梅康悦君） 東梅 守委員。

○3番（東梅 守君） ということは、大槌町のほうは何もしないということではないんでしょうか。県に任せっきりという形なんでしょうか。

○委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 基本的には今言った、構造的には大体同じようなつくりになっていますので、その中で今回は釜石をとってやっていると、その中で、それに基づいた格好でそのうち点検なりした上でそれなりの対応をしていただけるものと思っております。

○委員長（東梅康悦君） 東梅 守委員。

○3番（東梅 守君） 恐らく例えば県のほうが事業としてやられているんですけども、実際には被災地は大槌、釜石だけではなくて沿岸全部ということになって、いざその耐久化となったときには、県のほうから何か大槌町のほうにどこがどういう状況なのか調べてほしいというふうな形で来るのではないかなというふうに思うんですけども。現状で、やっぱり被災者の方は、うちは大丈夫なのかなというね。当初よりも建ってからもう3年も経過していますから、うちの仮設は大丈夫なのかなという不安があると思うんです。その辺の意味でも、やっぱりある程度の点検はこっちのほうでやって、早急に手当てが必要なところがあれば県のほうにこちらから申し上げるというのが、形として

はスピーディーにいくのかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） どちらでやっても基本的には同じだと思うんですが、県と違っております。それから、住民の方でそういったことがあれば町に言ってもらえれば、すぐ町のほうではその対応をして県のほうにお伝えすると。県のほうでも、今回いろいろこういった部分の補修に対する予算措置をもう既にしてあるということを知っていますので、今後県はそれに基づいて行ってまいるといふふうに思っております。

○委員長（東梅康悦君） 137ページ。進行します。

139ページ上段。（「進行」の声あり）進行します。

4款衛生費1項保健衛生費、139ページです。進行します。

141ページ。今、141ページです。小松委員。

○7番（小松則明君） 環境衛生費も大丈夫ですよ。（「はい」の声あり）

ここの浄化槽設置整備事業補助金、これは一般質問の中でも誰かが聞いたかと、今議会だと思ったんですけれども、それで復興局長が浄化槽に対する補助金ということなんですけれども。実際これはどこの位置まで出せるというところと、もうこの法律というか施行をされているんですか、これ、どうなんでしょう。

○委員長（東梅康悦君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） まず、去年の浄化槽の設置整備補助金のほうですけれども、執行のほうは、7人槽のほうで3件、それから10人槽のほうで1件ということで、合わせて191万1,000円ということになっております。今年度ですけれども、循環型社会形成交付金のほうで4件、それから、被災者のほうが住宅再建を使用する際に使っています低炭素型の補助金のほうで19件、そのほか町独自の補助金のほうで10件ということで、町独自のほうについては、下水道の認可区域のほうに被災者の方が住宅再建をする際に利用できる制度ということで、今年度は10件、今のところは申し込みがございます。

○委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○7番（小松則明君） そういう話の部分で、復興局長が、震災後そういう再建した部分に対しての浄化槽を設置した部分に対して、前倒してそういう補助金を出すよという話も聞いたんですけれども。結局つけた人たちに全員それは周知になっているか。なっていないと思いますよ。私を初め。そういうものに対して、出すんだよね。出すんだけど、その周知というものをちゃんとやって、やっぱり本当の下水道が来たときに、

そのものに対する予算をちゃんととっているからねという部分にちゃんと聞こえるように周知してほしいんですけども、どうですか。

○委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 現在の浄化槽設備の補助金制度がございますけれども、これは今まではいわゆる公共下水道の認可区域外にこういった浄化槽を設置する場合は、補助金が定額で出ていました。今回さらにそれにあわせて、国のほうでは被災した方々のための同じような浄化槽の整備補助金が出てございます。

さらに町のほうでは、これまで認可区域外しかこれの対象がなかったのですが、認可区域内に震災のためやむなく再建して、そこに下水道がまだ通っていない状態の中で再建した方々がございまして、また、防集団地とかで間に合わない事例も今後考えられます。そういった方々のことを考えまして、認可区域内であっても、下水道、農業集落排水事業が通っていない場合は、浄化槽を設置した場合、それと同等の補助をします。ただし罹災証明が条件になりますけれども、そういう方々にも同じような補助をします。それから、これは遡及措置をしますので、これまで設置していた方々でそういった罹災証明の該当になる方々には、十分周知徹底をしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（東梅康悦君） 阿部俊作委員。

○5番（阿部俊作君） それで、ちょっと私はわからないのでお聞きしますが、大ケロ住宅のことをこの間話しました。それで、下水が途中まで来ているのをわかっているうちを建てて、次つなぐつもりがほかに飛んで行って、どうするかと迷っていてお客さんに渡せないということで。その浄化槽を例えばそこに入れた場合、補助金ではなく、その浄化槽を設置して外すという作業が必要になってくるわけなんですけれども、そういう面の金額、被災者がやる場合、自分からの持ち出しがあるんですか。普通補助金であれば、全額でなく補助という考え方かと思うんですけども。

○委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 一般的に、本当を言えば、補助金を町で出して、それをすぐ撤去するような状態を出すこと自体、ちょっと今までいろいろちゅうちょしたところだったのですが、今回こういった事態なのでこういった補助金も認めることにしたわけです。

その中で撤去のほうですけども、浄化槽の撤去というのは、全部あれをとるわけで

はなくて、大抵は、清掃した上でさらに穴をあけて、それに碎石等を詰めて埋め戻すという作業で、さほどその金額はかからないので、それについては今のところは補助とかは考えてございません。

○委員長（東梅康悦君） 阿部義正委員。

○13番（阿部義正君） ちょっと上の段ですけれども、よろしいですか。（「よろしいです」の声あり）

委託料のところでは予防接種、いろんな委託料があるわけですが、予算2,600万円に対して不用額が727万円と多額の不用額が出ているわけですが、これは予防接種を受ける人が少なかったためこういう不用額になったのか、その辺をお伺いします。

○委員長（東梅康悦君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 予防接種ですが、おっしゃるとおりでございまして、一応100%接種するということでの予算措置をしておりますけれども、その種類によりましては70%台の接種率のもの等もありまして、一番低いのですと68%ほどの接種率というものもありまして、そういったことで不用が出ているというふうになっております。

○委員長（東梅康悦君） 阿部義正委員。

○13番（阿部義正君） その予防接種を受ける方に対しての周知徹底がどのようになっているのか。あと、その予防接種の受ける比率が低い68%ぐらいという話がありましたが、別に受けなければ受けなくてもいい予防接種なんですか。

○委員長（東梅康悦君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 予防接種は任意のものと定期で必ず受けていただくものがございます。任意のものにつきましては、どうしても受けるか受けないかはその方の選択ということになってまいります。基本的には、対象になる年齢の方とか、その予防接種の種類ごとに個別に日にち等をお知らせして、受けていただくようにご案内しているというふうな状況でございます。

○委員長（東梅康悦君） 阿部俊作委員。

○5番（阿部俊作君） ここの土壌汚染対策ということで、進捗状況はどのように土壌汚染対策はなっていますか。

○委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この土壌汚染対策工事負担金は、いわゆる旧大槌中学校の部分に県営の住宅を建てるといったものの土壌汚染対策の負担金でございまして、これにつ

いては、処理は全て終わってございます。さらにこの負担金については、今回大槌町の土地を買うという時点で、土壌汚染後の土地の値段にして買うということで前に説明があったと思うのですが、そのことになりまして、この負担金についてはいずれは、年度は変わりますけれども、今年度になって返還されるものというふうに思っております。

○委員長（東梅康悦君） 阿部俊作委員。

○5番（阿部俊作君） それでは、基礎関係ということで、旧大槌病院の前にある土のほうはどのようなものかなと、ブルーシートをかけて土のうをやっていたけれども、土のうの袋が破けて散らばっていましたので、その辺処理はいつごろになるかな。

○委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） あれは南三陸国道事務所がトンネル掘削で出てきたずりを仮置きしているところございまして、基礎の部分に関しましても、基本的には水中に出なければ人体に害はないというところで、今ああいった形で被膜しています。また、そういった部分で破けている面があれば、それは早急に南三陸国道事務所のほうに言って、改善していただくようにしたいと思います。

○委員長（東梅康悦君） あとございせんか。（「進行」の声あり）進行します。

143ページ。後藤委員。

○10番（後藤高明君） 大変なお金を使って健康診断ですね。委託料を見ますと2,000万円も使ってやっているわけですが、それで一番右側なんです、肺がん検診の委託料300万円かな。空気が汚されているし、肺がん患者が出なければいいなといつも心配しているわけですが、検診結果、何か大まかでいいですけども、どうなっているのかなと。肺がんだけでいいですけども、肺がん検診の結果、肺がんの疑いがあるとか、そういう人たちがふえているのか、余り変わらないのかですね。

○委員長（東梅康悦君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 肺がん健診につきましては、25年度の受診率が59.5%となっております。その25年度の結果ということではちょっと手元に資料はないのですけれども、肺炎ということでの死亡している方というのが、死亡率としまして、これは24年の数字になりますが15人、総数175人のうち15人肺炎で亡くなっているということになっています。がんについては、ちょっとがん全体での数字でしかちょっと持っておりませんので、肺炎ということで今お答えさせていただきました。

○委員長（東梅康悦君） 後藤委員。

○10番（後藤高明君）　　ことしも私は地区で検診したんですけれども、真面目に来ない人が多いんですよ、検診に。そういうことで、これはもう一度かかってしまえば大変な医療費がかかるわけですから、そういう意味でも、ぜひ受診するような働きかけというのかな、しつこくやっぱりやられたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、どうです。

○委員長（東梅康悦君）　　民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君）　　今、検診の受診率でいいまして肺がんが59.5%と申しましたけれども、実はこれが各種検診の中では一番高い受診率になっております。目標が50%だったものをクリアしたのが、この肺がん検診だけだったという状況でございます。それ以外の検診につきましては50%とか届かないという状況でございますので、その検診につきましては、年度の中で前期の日程と後期の日程というふうに今組んでおりますけれども、そういった前期で受診できなかつたら後期に受診できるようにまた個別にご案内もしておりますし。また、休日での検診日の設定、あと先日14日、日曜日に「健康まつり」というものを多目的会議室で開催したんですけれども、そこでもがん検診を実施いたしました。そういうふうなイベントとあわせて気軽に受診していただけるようなそういう機会もつくっていくと、そういったことでまた対応してまいりたいというふうに思います。

○10番（後藤高明君）　　よろしく申し上げます。

○委員長（東梅康悦君）　　あとございませんか。里館委員。

○8番（里館裕子君）　　今部長のほうからお話がありましたように、14日に大槌町の健康まつりというのがありまして、震災後初めてということで私も参加してまいりました。その中で、今がんのお話を後藤委員は質問されましたけれども、脳卒中が岩手県がナンバーワンだと、罹患率が。その中で、岩手県内の33自治体の中では大槌町はナンバーズリーというように出ておりますので、ぜひああいった健康まつりとかがございましたら、皆さん行事が詰まっていてなかなかお時間がとれないかと思いますが、できるだけそういったところに参加して専門医の話あるいは保健師さん等のお話を聞かれるのがいいかなと思いました。

あと一つ、余談でもないんですけれども、役場庁舎内の1階の階段を上がるところに大きなポスターが二、三日前目にとまりましたので、足をとめて見てみました。こういった内容のポスターでございました。「歩いて、食べて、たばこの煙をなくして、健康

寿命を延ばそう」。すごくいい標語というか言葉でございましたので、どうぞたばこ愛煙家の方々、肝に銘じてそれを重視していただければと思います。以上でございます。

○委員長（東梅康悦君） 要望ですか。

○8番（里舘裕子君） 要望というか、やはり老婆心ながら、周りの人たちが健康で明るく、本当に健康寿命、寝たきりの寿命ではなくて健康な状態で、自力で歩ける状態での加齢をしていってほしいと思います。そういうことで頑張りましょうということです。

○委員長（東梅康悦君） わかりました。あと、どなたかございますか。（「進行」の声あり）進行します。

145ページ、2項清掃費。145ページ全般です。（「進行」の声あり）進行します。

147ページ上段。ありませんか。進行します。

5款労働費に入る前に、本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

あす17日は午前10時より決算特別委員会を再開いたします。

散 会 午後 2時45分

